

令和 7 年 北秋田市議会 9 月定例会提出事件

番 号		事 件 名
1	承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 11 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 5 号））
2	議案第 61 号	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
3	議案第 62 号	北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 63 号	北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 64 号	フードセンターたかのす条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第 65 号	北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 66 号	令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 6 号）
8	議案第 67 号	令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 7 号）
9	議案第 68 号	令和 7 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
10	議案第 69 号	令和 7 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
11	議案第 70 号	令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 2 号）
12	議案第 71 号	令和 7 年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
13	議案第 72 号	令和 7 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
14	議案第 73 号	令和 7 年度北秋田市病院事業会計補正予算（第 1 号）
15	議案第 74 号	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
16	議案第 75 号	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
17	議案第 76 号	財産の取得について（内部情報系パソコン）
18	議案第 77 号	財産の取得について（電子黒板）
19	報告第 10 号	令和 6 年度北秋田市決算に係る健全化判断比率について
20	報告第 11 号	令和 6 年度北秋田市決算に係る資金不足比率について
21	報告第 12 号	北秋田市が出資する法人の経営状況について

22	認定第 1 号	令和 6 年度北秋田市一般会計歳入歳出決算の認定について
23	認定第 2 号	令和 6 年度北秋田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
24	認定第 3 号	令和 6 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
25	認定第 4 号	令和 6 年度北秋田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
26	認定第 5 号	令和 6 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
27	認定第 6 号	令和 6 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
28	認定第 7 号	令和 6 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
29	認定第 8 号	令和 6 年度北秋田市坊沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
30	認定第 9 号	令和 6 年度北秋田市綴子財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
31	認定第 10 号	令和 6 年度北秋田市栄財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
32	認定第 11 号	令和 6 年度北秋田市沢口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
33	認定第 12 号	令和 6 年度北秋田市七日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
34	認定第 13 号	令和 6 年度北秋田市米内沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
35	認定第 14 号	令和 6 年度北秋田市前田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
36	認定第 15 号	令和 6 年度北秋田市阿仁合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
37	認定第 16 号	令和 6 年度北秋田市大阿仁財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
38	認定第 17 号	令和 6 年度北秋田市病院事業会計決算の認定について
39	認定第 18 号	令和 6 年度北秋田市水道事業会計決算の認定について
40	認定第 19 号	令和 6 年度北秋田市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年北秋田市議会 9 月定例会 行政報告

北秋田市議会 9 月定例会が開催されるにあたり、5 月 27 日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市 長 部 局

総 務 部

<総務課関係>

職員採用試験については、大学卒程度一般行政・建築及び社会人経験者一般行政の採用試験第 1 次試験合格者を 6 月 11 日付けで告示し、6 月 28 日に第 2 次試験を行い、大学卒程度一般行政 8 人、建築 2 人、社会人経験者一般行政 3 人の合格者を 7 月 10 日付けで告示しました。

高校卒程度一般行政及び消防吏員採用試験の募集については、7 月 1 日付けで告示しました。第 1 次試験を 9 月 21 日に市民ふれあいプラザにおいて実施します。

職員の研修については、7 月 9 日、例規研修を実施し、例規集システムの検索、閲覧、活用方法等の基本操作に加え、例規文や公用文の記述方法などにも触れる内容とし、25 人が参加しました。

7 月 28 日、29 日、人事評価研修を実施し、制度の理解を深め、評価の平準化を図るための実践的な内容とし、2 日間で 59 人の職員が受講しました。

8 月 1 日、「北秋田市高温・渇水対策連絡部」を設置し、高温・渇水に関する各部の状況を集約し、情報を共有しました。

8 月 6 日から 8 日にかけて発生した大雨災害については、6 日に「北秋田市災害警戒部」を設置して対応に当たりました。8 月 15 日現在の住家被害は、床下浸水 3 件となっております。

8 月 19 日、20 日、ハラスメント研修を実施し、働きやすい職場環境を全職員で実現するため、自己の課題や公務員のコンプライアンスを考える内容とし、「管理職向け研修」と「一般職向け研修」の 2 科目で 88 人の職員が受講しました。

<総合政策課関係>

5 月 27 日、「第 2 回第 3 次北秋田市総合計画等策定審議会」を開催し、新たな計画の骨子案等について説明を行い、委員の皆様から多様なご意見・ご提案をいただきました。

5月27日と6月20日の両日、大館能代空港の利用促進を図る取組として、市民を対象に航空運賃の割引情報やスマートフォンでの航空券予約方法を学ぶ「航空券予約講座」を開催しました。

6月10日、ふるさと納税の拡大を図るため、「ふるさと納税新規事業者向け個別相談会」を開催し、4事業者の参加がありました。

6月30日、市と北秋田地域振興局との意見交換会を開催し、令和7年度に取り組む市と県の重点施策と重点事項について意見を交わしました。

7月3日、友好交流都市である東京都国立市から濱崎真也市長をはじめ3人が本市を訪れ、「森林整備の実施に関する協定」に基づき実施された間伐事業の実施場所や交流の礎となった合川地区など市内の視察を行いました。

7月24日、「北秋田市総合戦略検証会議」を開催し、第2次北秋田市総合計画及び第2次北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた各施策について、外部有識者による評価・検証が行われました。

<内陸線再生支援室関係>

5月1日に全線開業となった「秋田内陸線サイクルトレイン」の記念として、5月27日から8月31日までの募集期間で、「鷹巣駅駅舎オーナー」の募集を行いました。

7月8日、「令和7年度秋田内陸地域公共交通連携協議会総会」が開催され、前年度の事業報告及び決算、今年度の事業計画及び予算が承認されました。

今年で14年目を迎える秋田内陸線の夏の風物詩「田んぼアート」が沿線5か所で見頃を迎えています。また、田んぼアートと合わせて、7月12日から10月31日までの期間で、「クレヨンしんちゃん家族都市ラッピング列車」として、家族都市各県のそれぞれの特色を表現したしんちゃんのアートが描かれ、秋田犬のコスプレをしたしんちゃんなどのヘッドマークが設置された特別車両が運行されています。

7月30日、合川駅において、「合川駅駅メロお披露目会及びCD贈呈式」が開催されました。式では内陸線5駅6曲目の駅メロとして、大館市の音楽クリエイター日景健貴さんが作詞作曲の「あじさい」が披露され、多くの地域住民の参加のもと同曲の生演奏が行われたほか、同曲を収録したCDの贈呈式が行われ、市内の各小・中学校及び義務教育学校に寄贈されました。

そのほか、秋田内陸線のイベントや企画列車については、沿線地域の農家が栽培した野菜や果実、コメなどの農産品を届ける「秋田内陸線の畑スマイルファーム」のオーナー等の募集を8月末まで実施したほか、ガイド付きで車窓から田んぼアートを楽しむ「田んぼアート列車」や「秋田の地ビール列車」等の企画列車を6月～8月の間に運行しました。

8月6日から8日にかけて発生した大雨による秋田内陸線への影響については、7日午後から、降雨による運行規制や荒瀬駅～萱草駅間の軌道付近への土砂等の流入により、一部区間の運休や遅延が発生しました。8日午前中までに、荒瀬駅～萱草駅間の土砂撤去等の復旧が完了したことから、通常運転を再開しております。

引き続き秋田内陸線の持続的運行のため利用促進に努めてまいります。

財 務 部

<財政課関係>

令和7年5月1日から令和7年7月31日までの工事等発注状況（500万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む）			
令和7年5月1日～令和7年7月31日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
標準準拠システム移行業務委託（戸籍・戸籍附票）	R 7. 5. 22	10,054	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 東北支店
基幹系パソコン	R 7. 6. 4	8,800	(株)アイシーエス 秋田支店
内部系ネットワーク無線 LAN 導入業務委託	R 7. 7. 11	11,479	(株)アイシーエス 秋田支店
森吉地区防災行政無線子局撤去工事（第3期）	R 7. 7. 17	11,220	(有)宗和
標準準拠システム移行業務委託（17業務）	R 7. 7. 18	131,215	(株)アイシーエス 秋田支店
第五次 LGWAN 機器更新業務委託	R 7. 7. 31	9,889	東光コンピュータ・サービス(株)北秋田営業所
総務部 6 件		182,657	
標準宅地鑑定評価業務委託	R 7. 5. 19	7,370	千田不動産鑑定
地籍調査測量業務委託（鷹巣第1・鷹巣第2）	R 7. 5. 26	17,490	技苑コンサル(株)
財務部 2 件		24,860	
プラ製容器包装等結束機更新工事	R 7. 5. 7	8,712	荏原環境プラント(株)営業第一部
し尿処理施設さく井工事	R 7. 6. 5	8,580	奥山ボーリング(株)

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
旧クリーンリサイクルセンター解体 工事調査設計等業務	R 7 . 6 . 19	33,066	(株)建設技術研究所秋田事 務所
阿仁庁舎 1 階照明設備 LED 化工事	R 7 . 7 . 3	15,796	(有)片岡電気工事
市民生活部 4 件		66,154	
医事業務委託（6～3 月）	R 7 . 5 . 19	8,800	東北ビル管財(株) 北秋田営 業所
前田保育園空調設備改修工事	R 7 . 5 . 19	6,050	(有)片岡電気工事
北秋田市第 3 次地域福祉計画・地域 福祉活動計画策定支援業務	R 7 . 6 . 19	5,500	(株)ぎょうせい 東北支社
健康福祉部 3 件		20,350	
森林資源解析等業務委託	R 7 . 5 . 19	31,240	(株)ナカノアイシステム 秋田支店
北秋田市農産品等売り込み支援業務 委託	R 7 . 5 . 19	7,678	NPO 法人 Farmers Market Association
林道敷地伐開業務委託（田子ヶ沢支 線）	R 7 . 5 . 26	5,610	柏木林業
森林経営意向調査業務委託	R 7 . 6 . 5	9,680	(株)ナカノアイシステム 秋 田支店
経営管理権集積計画作成業務委託	R 7 . 6 . 5	18,150	(株)ナカノアイシステム 秋 田支店
路網整備工事（大摩当線 1 号箇所）	R 7 . 6 . 5	16,280	(有)松尾土木
北秋田市プレミアム付応援チケット 第 2 弾事業業務委託	R 7 . 6 . 20	433,326	北秋田市商工会
市有林等間伐事業（稗田沢）	R 7 . 7 . 3	8,547	大館北秋田森林組合
林道施設災害復旧工事（雨降沢線）	R 7 . 7 . 3	8,525	(有)合川水道施設工業所
市有林等間伐事業（大内沢）	R 7 . 7 . 17	19,800	(株)グリーンクラフト北秋 田営業所

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
路網整備工事（大摩当線 2 号箇所）	R 7. 7. 17	6, 325	(有)千葉建設
産業部 11 件		565, 161	
北秋田市宿泊事業者等支援事業業務委託	R 7. 5. 1	24, 437	北秋田市商工会
伊勢堂岱遺跡園路舗装工事	R 7. 5. 19	27, 610	(有)丸栄建設
阿仁スキー場ゴンドラ索受装置等修繕工事	R 7. 5. 26	63, 250	JFE プラントエンジニア(株)営業本部
北秋田市文化会館外壁改修工事	R 7. 6. 19	136, 290	(株)芳賀工務店
高津森圧雪車格納庫災害復旧工事	R 7. 6. 19	13, 200	(株)松岡組
ゴムクローラーショベルローダー MS40	R 7. 6. 19	8, 140	(株)フジモト鷹巣営業所
妖精の森 電気設備等復旧工事	R 7. 6. 19	9, 845	(有)安藤電機
アウトドアイベント造成支援業務委託	R 7. 6. 23	7, 920	(株)ネイチュアエンタープライズ
阿仁スキー場 高圧コンデンサ等更新工事	R 7. 7. 3	10, 769	(有)保安産業
阿仁スキー場 ゴンドラ山頂駅舎出線側転換機レール更新工事	R 7. 7. 4	5, 280	JFE プラントエンジニア(株)営業本部
観光文化スポーツ部 10 件		306, 741	
第 3 次北秋田市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定業務委託	R 7. 5. 7	7, 895	(株)協和コンサルタンツ秋田営業所
第 2 次北秋田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託	R 7. 5. 7	16, 108	(株)福山コンサルタント秋田営業所

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む）			
令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
北秋田市道路橋定期点検業務委託	R 7 . 5 . 12	18,365	(一財)秋田県建設・工業技術センター
北秋田市道路トンネル定期点検業務委託	R 7 . 5 . 12	15,557	(一財)秋田県建設・工業技術センター
農業集落排水処理施設維持管理業務委託（合川地区Ⅰ型）	R 7 . 5 . 19	7,700	(有)宗和
農業集落排水処理施設維持管理業務委託（合川地区Ⅲ型）	R 7 . 5 . 19	5,390	(有)宗和
浄化センター維持管理業務委託	R 7 . 5 . 19	105,380	山岡工業(株)
農業集落排水処理施設維持管理業務委託（森吉地区）	R 7 . 5 . 19	5,478	(株)二幸協同黄金社
舗装改良工事（１級市道 大野岱線）【余裕】	R 7 . 5 . 26	26,840	秋田土建(株)
機器修繕（鷹巣浄化センターその１）	R 7 . 5 . 26	6,325	大館桂工業(株)
公共下水道管路調査業務委託（鷹巣処理区その１）	R 7 . 5 . 26	5,830	(株)タイセイ
橋梁補修工事（平田橋）	R 7 . 5 . 26	69,080	(株)藤島組
道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）【余裕】	R 7 . 6 . 5	19,250	(株)松岡組
道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）【余裕】	R 7 . 6 . 5	9,812	古河林業緑化(株)
明田団地第１期建設工事（Ａ棟） 【余裕】	R 7 . 6 . 5	50,050	(株)小坂工務店
明田団地第１期建設工事（Ｂ棟） 【余裕】	R 7 . 6 . 5	50,930	朝日建設(株)
道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）【余裕】	R 7 . 6 . 19	7,238	古河林業緑化(株)

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
道路改良工事（1 級市道 摩当鎌沢線）	R 7 . 6 . 19	60,060	(株)佐藤庫組
橋梁補修工事（横沢橋）	R 7 . 6 . 19	88,990	(株)津谷組
道路維持工事（その他市道 細越発電所線）【余裕】	R 7 . 6 . 19	5,445	(有)庄栄組
舗装補修工事（1 級市道 鷹巣～前山線）	R 7 . 6 . 19	63,800	(有)丸栄建設
橋梁補修工事（五兵衛沢橋）	R 7 . 6 . 19	46,970	ほくよう建設(株)
橋梁補修工事（治五兵衛橋）	R 7 . 6 . 19	21,340	(株)松岡組
道路照明灯点検業務委託	R 7 . 6 . 19	10,996	富士技研センター(株)秋田支店
公共下水道台帳作成業務委託（鷹巣処理区ほか）	R 7 . 6 . 25	5,500	(株)パスコ 秋田支店
凍結防止剤散布車	R 7 . 6 . 25	27,610	暁商工(株)
除雪ドーザ 11 t 級（合川）	R 7 . 6 . 25	23,837	幸和機械(株)鷹巣営業所
除雪ドーザ 11 t 級（森吉）	R 7 . 6 . 25	33,550	暁商工(株)
ます設置工事（鷹巣処理区その 2）	R 7 . 7 . 3	8,657	(有)中嶋施設工業
橋梁補修工事（糠沢橋）	R 7 . 7 . 3	62,920	朝日建設(株)
調査測量設計業務委託（その他市道 小中岱～舟見町線）	R 7 . 7 . 3	13,530	(有)測土開発
公共下水道事業計画等作成業務委託（鷹巣処理区ほか）	R 7 . 7 . 3	9,680	オリジナル設計(株)秋田事務所
屋根葺替え工事（松山町団地）	R 7 . 7 . 3	10,593	(株)中嶋建築板金

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
公共下水道管路施設定期点検業務委託（鷹巣処理区ほか）	R 7. 7. 3	6, 215	環清工業(株)秋田支店
OD 槽清掃業務委託（米内沢浄化センター）	R 7. 7. 7	11, 330	山岡工業(株)
屋根葺替え工事（上野住宅）	R 7. 7. 8	10, 538	(有)長崎板金工業
機器修繕（合川浄化センターその 1）	R 7. 7. 17	6, 435	山岡工業(株)
舗装改良工事（その他市道 大沢～李岱線）	R 7. 7. 17	12, 430	朝日建設(株)
北部 1 号幹線整備工事（鷹巣処理区その 1）	R 7. 7. 17	81, 620	朝日建設(株)
北部 1 号幹線整備工事（鷹巣処理区その 2）	R 7. 7. 17	83, 930	ほくよう建設(株)
建設部 40 件		1, 133, 204	
北秋田市消防署阿仁分署外構工事	R 7. 5. 19	5, 500	(株)上杉組
指令システム車載系更新委託	R 7. 5. 19	62, 139	(株)富士通ゼネラル 東北 情報通信ネットワーク営業 部
消防団 小型動力ポンプ付軽四駆動 消防自動車（第 1 分団摩当）	R 7. 6. 5	8, 140	(株)能代消防センター
防火水槽新設工事（掛泥）	R 7. 6. 5	15, 895	かつら造園建設(株)
防火水槽新設工事（藤株）	R 7. 6. 5	15, 840	(株)大川建設
阿仁分署無線指令システム移設委託	R 7. 6. 9	8, 164	(株)富士通ゼネラル 東北 情報通信ネットワーク営業 部
消防本部 6 件		115, 678	
教育用コンピュータシステム賃貸借 （米内沢小学校）	R 7. 6. 19	41, 580	東光コンピュータ・サービ ス(株) 北秋田営業所

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
食器食缶洗浄機	R 7 . 6 . 19	10,780	(株)タクト北秋営業所
教育委員会 2 件		52,360	
参議院議員通常選挙ポスター掲示場 設置・撤去業務委託	R 7 . 6 . 26	5,332	(有)碓谷建築
選挙管理委員会 1 件		5,332	
合計 85 件		2,472,497	

<税務課関係>

令和 7 年度の個人市民税及び国民健康保険税の当初賦課状況については、下記のとおりとなっております。

なお、納税相談窓口の開設については、6 月に夜間と休日の合計 3 回実施しております。

1. 個人市民税の当初賦課状況

区 分		課 税 額 等		
		普通徴収	特別徴収	計
納 税 義 務 者 数	7 年度	2,060 人	11,702 人	13,762 人
	6 年度	2,072 人	11,514 人	13,586 人
	前年比	△12 人	188 人	176 人
区 分		普通徴収	特別徴収	計
税 額	7 年度	157,458,855 円	920,962,962 円	1,078,421,817 円
	6 年度	124,567,600 円	776,708,840 円	901,276,440 円
	前年比	32,891,255 円	144,254,122 円	177,145,377 円

2. 国民健康保険税の当初賦課状況

○世帯数 4,031 世帯（前年比 △155 世帯）

○被保険者数 5,314 人（前年比 △284 人）

区 分		課 税 額 等		
		普通徴収	特別徴収	計
一 般 分	7 年度	376,665,700 円	76,919,300 円	453,585,000 円
	6 年度	344,580,600 円	81,301,600 円	425,882,200 円
	前年比	32,085,100 円	△4,382,300 円	27,702,800 円

市民生活部

<生活環境課関係>

6 月 15 日、本庁舎と各総合窓口センター 3 か所において、家庭で使い終わった古着や古布、小型家電製品の無料回収を実施し、247 人のご協力により 2,620 キログラムを回収し、それぞれリユースとリサイクルを行いました。また、当日はリチウムイオン電池やモバイルバッテリー等の小型充電式電池の回収を併せて実施しました。

7 月 11 日から 20 日までの 10 日間、夏の交通安全運動が実施されました。期間中は、交通指導車で市内を巡回するなど、交通安全の周知及び啓発を図りました。

昨年度から検討を進めておりました「北秋田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、審議いただいた環境審議会から 7 月 1 日に答申を受け、令和 7 年度からの 6 年間の計画を策定しました。

<市民課関係>

令和 7 年 7 月末現在の住民登録者数は 2 万 7,426 人（うち外国人 222 人）で、その内訳は、男性 1 万 2,973 人（同 39 人）、女性 1 万 4,453 人（同 183 人）、世帯数は 1 万 3,299 世帯（うち外国人を含む世帯 208 世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数は 650 人の減少、世帯数は 127 世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、7 月末現在の市民の保有枚数は 2 万 3,589 枚で、保有率（人口に占める割合）は 84.7%となっております。

令和 7 年 5 月 26 日に改正戸籍法が施行されたことに伴い、戸籍に記載される振り仮名の確認通知はがきが、本籍地の市区町村から順次発送されております。本市におきましても、7 月 25 日に

北秋田市に本籍を有する方へ、戸籍に記載される振り仮名の確認通知はがき 2 万 3,439 通を発送しております。通知された振り仮名に誤りがある場合は、令和 8 年 5 月 25 日までに、マイナポータルや郵送、市民課窓口及び各窓口センターのいずれかで届出をお願いしております。

国民健康保険については、7 月末現在の被保険者数は 5,289 人、加入世帯数は 3,903 世帯で、前年同期に比べ被保険者数は 246 人の減少、加入世帯数は 147 世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、7 月末現在の被保険者数は 7,733 人で、前年同期に比べ、66 人の増加となっております。

健康福祉部

<福祉課関係>

7 月 22 日、文化会館において「第 75 回“社会を明るくする運動”北秋田市民集会」を、関係者及び市民等約 200 人の参加のもと開催し、市内小・中学生による作文発表や秋田声楽研究会混声合唱団による公演等を通じて、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える地域社会を目指すことへの理解を深めました。

給付金事業については、令和 7 年 6 月 2 日を基準日とする令和 6 年度定額減税調整給付の不足額給付を実施しております。8 月 8 日現在、7 月中に申請のあった 2,616 人へ 8,191 万円を給付しております。

<こども課関係>

7 月 2 日、「北秋田市要保護児童対策地域協議会代表者会議」を開催し、要保護等児童や児童虐待相談の状況について報告を行ったほか、関係機関の取組について情報交換を行いました。

7 月 3 日、米内沢保育園において、幼保小連携に向けた基盤づくりと教育と保育の質の向上を目的とする年長児公開保育を教育委員会と連携して実施しました。

7 月 10 日から 31 日まで、ヤングケアラーの実態を把握するため、市内の小学 5・6 年生から高校生年代までの合計 1,427 人に対しアンケート調査を行いました。

7 月 16 日、鷹巣小学校において、幼児期における健全なことばの発達を促すため「第 1 回幼児ことばの教室」を教育委員会と連携して実施しました。2 組の親子が参加し、長年、小学生のことばの指導に携わった先生による個別指導を受けました。

7 月 23 日、「第 1 回子ども・子育て会議」を開催し、令和 7 年 3 月に策定したこども計画に基づき実施する施策について意見交換を行いました。

7 月 24 日から 31 日まで、市内の小学 1 年生を対象に「食育ジュニア」を実施し、計 57 人が参加しました。地元生産者の講話や野菜を切る体験などを通じて、食に感謝する気持ちを育むとともに

に、バランスのよい食事で健康づくりに結びつけるよう支援しました。

児童扶養手当については、8月1日から市内4会場で現況届の受付・面談を開始しました。鷹巣会場においては、市公式LINEを利用したオンライン面談予約を導入し、混雑と待ち時間を解消する等、利便性の向上と業務の効率化を図りました。

<高齢福祉課関係>

高齢者等日常生活支援事業のうち、高齢者に対する熱中症対策として実施している「北秋田市高齢者世帯等エアコン設置支援事業」については、8月8日現在の申請件数が76件となっております。

介護保険については、7月末現在の要支援・要介護認定者数は2,659人（前年同期比55人減）であり、このうちサービス受給者は2,240人（前年同期比49人減）、認定者に対する受給率は84.2%（前年同期比0.1%減）となっております。

介護人材確保及び定着支援として実施している「北秋田市外国人介護人材定着奨励金」については、8月14日現在22人に交付しております。

<医療健康課関係>

成人健診については、森吉地区から始まり阿仁、合川、鷹巣の順で4地区において実施しました。各種集団健診の受診数は7月末現在で、特定健康診査884人、後期高齢者健康診査875人、さわやか健康診査11人、一般健康診査10人となっており、各種がん検診等は、胃がん検診719人、大腸がん検診1,913人、肺がん等検診1,762人、前立腺がん検診641人、肝炎ウイルス検診3人、子宮頸がん・婦人科超音波検診227人、乳がん検診231人、骨粗しょう症検診119人となっております。

介護予防事業のフレイル健診については、75歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に7日間実施したところ、市内6会場で137人が受診し、運動機能・栄養・口腔機能・社会参加の4つの要素を様々な機器で測定したほか、専門職から個別性の高いアドバイスを受けていただくことで自身の健康状態を総合的に知る機会となりました。

健康増進事業については、6月26日、「北欧の杜ウオーク」を実施し、参加した85人が北欧の杜公園内をウォーキングしました。

産 業 部

<農林課関係>

令和7年産米等の作付け計画等調査の結果については、主食用米の作付面積は3,178ヘクタールで前年実績と比較して438ヘクタール増加となっており、米価高騰を受け、加工用米や飼料用米、大豆などの作付けが減少し、主食用米への作付転換したことによるものです。

稲作については、7月中旬からの少雨や高温により渇水傾向が続き、登熟不良や品質の低下等が懸念されたため、7月17日から8月23日までの期間内に市内の農業者等が緊急に用水確保を実施した渇水対策に対し、その経費の一部を支援しております。

春先からのクマの目撃増加と人身被害を受け、鳥獣被害対策として、8月6日、市役所第二庁舎において、秋田県自然保護課、北秋田市消防署、鳥獣被害対策協議会の会員と共同で、「被害対策連絡会議」を開催し、ツキノワグマの現状を共有するとともに、関係機関の連携や対策について協議しました。

ツキノワグマの状況については、8月7日現在で、目撃情報は去年同期比で156件多い227件、捕獲申請件数が11件多い32件、捕獲頭数は23頭多い33頭となっております。今後も継続した捕獲活動を実施し、人身被害及び農作物被害の防止に努めてまいります。

森林環境については、6月24日及び7月16日、鷹巣小学校の4年生を対象に「森林体験学習」を実施しました。木工教室では下駄箱を製作し、森林散策では慶祝森林自然公園において「森の案内人」を講師に迎え、森の働きなどについて学習しました。

国立市との交流事業については、7月25日、脇神字中小又沢市有林の友好の森において、木育体験を実施し、国立市の小学生15人と市内小学生12人の合計27人が、5アールにスギ苗60本を植林しました。

造林事業については、間伐業務2件、調査測量業務3件を委託しております。

5月21日、阿仁地区において発生した局所的豪雨により、農業用施設災害が1か所発生しており、8月20日及び21日に国の災害査定を受け、早期の復旧に向けて取り組んでまいります。

なお、8月6日以降の大雨の被害状況につきましては、8月15日現在、農作物被害が8.8ヘクタール、農地・農業用施設被害が12か所、被害額が2,749万円、林道被害が22か所、被害額が1,012万円となっており、関係機関と連携し、迅速な復旧を目指してまいります。

<産業政策課関係>

5月30日及び31日、移住・交流情報ガーデン（東京都）において、「あきた県北合同移住交流フェア」を開催し、6人の来場者に移住支援制度などの相談及び説明を行いました。

6月1日、東京交通会館（東京都）において、「テーマから探す！移住・定住支援フェア」に出展し、本市やマタギ文化に興味や関心がある41組55人に移住体験や支援制度を紹介しました。

7月13日、東京交通会館(東京都)において、「東北移住&つながり大相談会 2025」に出展し、移住に興味や関心がある10組11人に本市の魅力や移住体験、各種支援制度等を紹介しました。

7月15日、ホテル椿山荘東京(東京都)において、秋田県企業誘致推進協議会が主催する「あきたリッチセミナー in TOKYO 2025」が開催され、本市関連では6社8人が参加し交流を深めました。

7月16日、ホテルモントレ半蔵門(東京都)において、本市主催の「北秋田市と首都圏企業懇談会」を開催し、27社43人が参加し交流を深めました。

7月19日から8月18日までの期間、高校生とその保護者を対象に、「北秋田市企業見学会」を開催し、来年度採用予定のある企業23社が参加しました。

7月26日及び27日、東京都において、「青山ファーマーズマーケット」が開催され、市内の農家等5事業者が参加し、生産者と消費者が直接交流できる機会を創出しました。

7月28日、ホテル名古屋ガーデンパレス(愛知県)において、秋田県企業誘致推進協議会が主催する「秋田県 東海・関西地区企業懇談会」が開催され、本市関連では5社6人が参加し交流を深めました。

観光文化スポーツ部

<観光課関係>

7月5日、「第33回米代川花火大会」が開催され、県北最初の夏の風物詩として行われた大会に多数の花火見物客が会場に訪れました。

土砂崩れ等の影響により通行止めとなっておりました小又峡登山道については、復旧作業が完了し、8月8日からぶなの郷あきた株式会社による太平湖小又峡シャトルタクシー船が運航しております。

8月14日、「第53回合川まと火・第44回合川ふるさとまつり」が開催され、合川・森吉地区の小学生によるダンスショーなど様々なイベント等が行われました。

8月16日、「第63回阿仁の花火大会」が開催され、多くの市民や帰省客が会場に訪れました。

<文化スポーツ課関係>

文化振興事業については、7月6日、アトリオンにおいて、「秋田県合唱祭」が開催され、浜辺の歌音楽館少年少女合唱団が参加し、日頃の練習の成果を発表しました。

7月20日、浜辺の歌音楽館において、「みんなのフリーコンサート」を開催し、11組の出演者がピアノやオカリナ、箏^{こと}の演奏などを披露しました。

8月16日、文化会館において、文化会館自主事業「野村萬斎 狂言の会」が開催され、「梟^{ふくろ}

やまぶし ふたりばかま
山伏」と「二人袴」の演目が行われました。

世界遺産事業については、7月9日、市民ふれあいプラザにおいて、「令和7年度第1回史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会」を開催し、環状列石の保存方法と今後の整備について協議しました。

7月23日及び24日、伊勢堂岱縄文館において、「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド年次総会及び研修会」を開催し、児童生徒26人に委嘱し、遺跡のガイドについて研修を行いました。

7月27日及び28日、市民ふれあいプラザ及び伊勢堂岱縄文館において、「ジュニアボランティアガイド英語研修」を開催し、中学生及び高校生9人が、ALTから英会話の基本や遺跡ガイドの実践を学びました。

8月9日、「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド」を実施し、児童生徒が県内外からの来訪者に遺跡の魅力を説明しました。

スポーツ振興事業については、7月1日、合川プールをオープンしました。営業期間は8月31日までの2か月間で、期間中は合川小学校、合川中学校、あいかわ保育園の水泳活動のほか、一般の方々にも利用されました。

8月2日から7日まで、鷹巣体育館において、「立正大学剣道部夏期強化合宿」が行われました。12回目となる当合宿は、北秋田市スポーツ・文化合宿等誘致促進事業を利用して開催されており、合宿中は連日市内の小・中・高校生をはじめ、市外からも多くの生徒が訪れ、お互いの技術を高め合いました。

8月8日から12日まで、「第52回日独スポーツ少年団同時交流事業」が行われ、ドイツ団8人が本市を訪れました。期間中は秋田北鷹高校や鷹巣中学校を訪問し、生徒と文化活動やスポーツを通して交流を深めたほか、ホームステイや森吉山登山、大太鼓の館で太鼓叩きを体験するなど、本市の魅力と日本の文化に触れました。

建設部

<建設課関係>

令和7年5月1日から令和7年7月31日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
排水維持工事（その他市道 北家下3号線）	排水維持工事（1級市道 米内沢駅前通線）
道路維持工事（その他市道 杉山田雪田線）	道路維持工事（その他市道 細越発電所線）
道路等維持事業 4件	

調査測量設計業務委託 (その他市道 小中岱～舟見町線)	道路改良工事 (1 級市道 摩当鎌沢線)
舗装改良工事 (1 級市道 大野岱線)	舗装改良工事 (その他市道 大沢～李岱線)
道路新設改良事業 4 件	
道路照明灯点検業務委託	舗装補修工事 (1 級市道 鷹巣～前山線)
防災・安全交付金事業 2 件	
橋梁補修工事委託 (鉄道交差橋)	道路橋定期点検業務委託
道路トンネル定期点検業務委託	橋梁補修工事 (糠沢橋)
橋梁補修工事 (横沢橋)	橋梁補修工事 (五兵衛沢橋)
橋梁補修工事 (平田橋)	橋梁補修工事 (治五兵衛岱橋)
道路メンテナンス事業 8 件	
道路災害復旧工事 (1 級市道 荒瀬川線) ⑤	道路災害復旧工事 (1 級市道 荒瀬川線) ⑥
道路災害復旧工事 (1 級市道 荒瀬川線) ⑦	道路災害復旧工事 (1 級市道 荒瀬川線) ⑧
公共土木施設災害復旧事業 4 件	
第 2 次北秋田市都市計画マスタープラン及び 立地適正化計画策定業務委託	
都市計画マスタープラン策定事業 1 件	
中央公園遊具設置工事	
公園整備事業 1 件	
第 3 次北秋田市住生活基本計画及び公営住宅 等長寿命化計画策定業務委託	
住生活基本計画策定事業 1 件	
屋根葺替工事 (松山町団地 H 4 年築 2 棟)	屋根葺替工事 (上野住宅 H 9 年築 1 棟)
屋根防水工事 (南鷹巣団地 S 53 年築 1 棟)	
市営住宅維持管理事業 3 件	
建設設計監理委託 (明田団地)	建設工事監理委託 (明田団地)
建設工事 (明田団地 A 棟)	建設工事 (明田団地 B 棟)
給排水管敷設工事 (明田団地)	
市営住宅整備事業 5 件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
排水維持工事 (2 級市道 桂瀬駅前線)	排水維持工事 (その他市道 福田中学校通線)
舗装維持工事 (その他市道 綴子掛泥線)	舗装維持工事 (2 級市道 田中～佐戸岱線)

舗装維持工事 (1級市道 中屋敷～大野岱線)	道路維持工事 (その他市道 田子ヶ沢～岩谷線)
交通安全施設工事 (2級市道 小又五味堀線)	
道路等維持事業 7件	
局所がけ崩れ対策事業調査設計業務委託 (阿仁水無地区)	河川災害復旧工事 (普通河川 十二ノ沢川 左岸) ①
河川災害復旧工事 (普通河川 十二ノ沢川 左岸) ②	河川災害復旧工事 (普通河川 茶屋庫沢川)
道路災害復旧工事 (その他市道 滝ノ沢～薬師下線)	道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬上小阿仁線)
道路災害大型土のう撤去工事 (1級市道 大野岱桂瀬線)	道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬川線) ①
道路災害復旧工事 (1級市道 摩当鎌沢線)	道路災害復旧工事 (1級市道 大野岱桂瀬線)
公共土木施設災害復旧事業 10件	
中央公園遊具設置工事	
公園整備事業 1件	
解体工事 (明田団地 S54 年築 2 棟)	
市営住宅整備事業 1件	

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、令和7年5月1日から令和7年7月31日までに81件の申込みをいただいております。

<上下水道課関係>

令和7年5月1日から令和7年7月31日までの建設改良事業等の発注状況及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
老朽管更新工事 (中村地区)	老朽管更新工事 (打当地区)
老朽管更新工事 (浦田地区)	緊急連絡管整備工事 (緑ヶ丘地区)
非常用自家発電機更新工事 (比立内浄水場)	水道施設監視システム整備実施設計業務委託 (阿仁地区)
水道事業 6件	
北部1号幹線整備工事 (鷹巣処理区その1)	北部1号幹線整備工事 (鷹巣処理区その2)
ます設置工事 (鷹巣処理区その1)	ます設置工事 (鷹巣処理区その2)

ます設置工事（鷹巣処理区その３）	積算資料作成業務委託（鷹巣処理区その１）
フェンス設置工事（米内沢処理区柳原 MP2）	
下水道事業 ７件	
機器更新工事（前田地区 No. 305）	機器更新工事（根田芹沢処理場その１）
機器更新工事（合川地区その１）	
農業集落排水事業 ３件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
【R 6 繰越】老朽管更新工事（浦田地区）	【R 6 繰越】配水管移設補償工事（綴子地区）
水道事業 ２件	
面整備工事（鷹巣処理区その１）	面整備工事（鷹巣処理区その３）
人孔内修復工事（阿仁合処理区 No. 65-3-1）	ます設置工事（鷹巣処理区その１）
機器更新工事（鷹巣浄化センターその１）	
下水道事業 ５件	

消防本部

< 常備消防関係 >

５月から７月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災１件、その他火災が１件発生し、火災による死傷者は発生しておりません。

救急出場件数は４６２件で、急病が最も多く３１５件、熱中症の搬送は９件となっております。救急救命士が行った医療処置は、血管確保が３５件、薬剤投与が８件、気管挿管が２件となっております。ドクターヘリ要請は１１件で、いずれも三次医療機関への施設間搬送となっております。

救助出場件数は１９件で、うち交通事故が１５件、建物等事故が３件、その他出場が１件となっております。

火災予防については、６月８日から１５日まで、市民ふれあいプラザにおいて、７５年前の鷹巣町大火の記録や大船渡市林野火災における活動などを展示し、火災予防の啓発に努めております。

６月８日から１４日までの危険物安全週間において、危険物施設の立入検査を行い、防火安全対策の指導を実施しました。

住宅用火災警報器の設置促進事業については、７月末現在の無線連動型住宅用火災警報器の購入費補助申請は１３件となっております。

高校生消防クラブについては、結団式において隊員 19 人に任命証を交付し、各種行事への参加を計画しております。

訓練については、6 月 26 日、秋田県立総合プールにおいて、「消防救助技術秋田県大会」水上の部が開催され、2 種目で入賞したほか、7 月 1 日、秋田県消防学校において開催された陸上の部では 4 種目で入賞し、上位入賞 2 種目が「東北地区支部消防救助技術指導会」へ出場しました。

7 月 7 日から 18 日まで、市民プールにおいて、水難事故に備えた救助訓練を実施し、基本動作の確認と救助技術の向上に努めております。

<非常備消防関係>

6 月 1 日、米代川右岸鷹巣橋下流河川敷において、「水防訓練」が行われ、水防団員のほか新舟見町自主防災会及び舟場自治会が参加し、水防技術の向上と有事に備えた対応を確認しました。

6 月 22 日、西統合分署において、「消防訓練大会」が開催され、消防団員がポンプ車操法及び小型ポンプ操法の 2 種目で日頃の訓練の成果を披露しました。

7 月 27 日、大館市比内地区において、「秋田県消防協会大館北秋田支部消防訓練大会」が開催され、本市、大館市及び上小阿仁村の各地区から消防団員 150 人が参加し、本市消防団第 10 分団が小型ポンプ操法の部で優勝し、秋田県消防操法大会への出場が決定しました。

教育委員会

<教育総務課関係>

7 月 1 日から 17 日まで、学校経営の状況と特色ある教育課程の取組等を把握するため、教育委員による市内 4 校の学校訪問を行い、各校の取組等について理解を深めました。今後も学校訪問を通して学校の状況を把握し、各校がより充実した教育活動や特色ある学校経営が推進できるよう支援してまいります。

7 月 16 日、鷹巣東小学校において、市民対象の「学校給食試食会」を開催し、応募による 16 人が参加しました。学校給食に関する意見交換を行いながら、北秋田市産食材を活用した多彩で栄養バランスのとれた学校給食を味わっていただきました。

8 月 5 日、「学校給食運営委員会」を開催し、学校給食実施状況について、協議、意見交換を行いました。

8 月 24 日から 28 日まで、4 泊 5 日の日程で県外の小学 5 年生から中学 3 年生を対象に「短期チャレンジ留学 I」が行われ、11 人の児童・生徒が参加しました。川遊び等の自然体験活動や合川小学校及び合川中学校の児童・生徒と一緒に授業体験等を行いました。

各学校施設の整備については、鷹巣小学校通級教室及び米内沢小学校特別支援教室へのエアコン移設工事が完成し、二学期から空調の整った環境での授業を受けられるようになりました。

<学校教育課関係>

7月4日、「第1回不登校対策検討委員会」を実施し、市内における不登校の現状を把握するとともに、その原因や背景を分析した上で、適切な対策を検討していくことを確認しました。

7月25日、「北秋田市幼保小合同研修会」を実施し、市内の保育園及び認定こども園並びに小学校及び義務教育学校から保育士及び教員19人が参加し、幼保小の円滑な接続のための「架け橋プログラム」に関する研修を行いました。

8月4日から8日まで、市内105事業所の協力の下、「北秋田市中学生職場体験」を実施し、市内中学校及び義務教育学校から198人の生徒が参加しました。

米内沢小学校の校務用パソコンについて、夏休み中に更新を実施しました。

クマの目撃や人身被害が相次いでいることから、市内の児童・生徒の安全安心を確保するため、二学期始業式にクマよけの鈴を配付することとしました。

<生涯学習課関係>

6月27日、森吉コミュニティセンターにおいて、「第1回森吉コミュニティセンター改築検討委員会」を開催しました。委嘱状の交付及び委員長と副委員長の選任の後、今後のスケジュールや事業内容について説明を行いました。

7月25日から27日まで、「マタギの地恵体験学習会」を開催し、国立市15人、北秋田市12人の小学4年生から6年生までの児童がマタギの文化や自然体験などの体験学習を行い、交流しました。

8月2日、県指定文化財旧長岐家住宅の中学生ボランティア障子張替事業に鷹巣中学校の2・3年生10人が参加しました。江戸時代に建てられた当住宅の歴史について学んだ後、障子張替作業を体験しました。

8月15日、文化会館において、「二十歳の集い」を開催しました。今年度の対象者243人中168人が出席し、恩師をはじめ関係者から祝福を受けるとともに、二十歳を迎えた節目を祝い、決意を新たにしました。

8月19日、市民ふれあいプラザにおいて、「秋田フィンランド協会総会」を行われ、今年度の事業計画として「モルック体験会」や「フィンランド展」などの実施について提案されました。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 11 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 11 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和7年8月28日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 11 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 0，4 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5，4 0 7，9 6 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 28 日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,885,754	220,439	2,106,193
	2 基金繰入金	1,848,962	220,439	2,069,401
歳入合計		25,187,525	220,439	25,407,964

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,429,713	2,000	6,431,713
	4 災 害 救 助 費	5,000	2,000	7,000
11 災 害 復 旧 費		323,073	218,439	541,512
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	63,775	102,936	166,711
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	241,876	56,449	298,325
	3 商 工 施 設 災 害 復 旧 費	17,422	2,610	20,032
	4 衛 生 施 設 災 害 復 旧 費	0	12,177	12,177
	5 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	0	19,267	19,267
	6 その他公共施設公用施設災害復旧費	0	25,000	25,000
歳 出 合 計		25,187,525	220,439	25,407,964

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,885,754	220,439	2,106,193
歳入合計	25,187,525	220,439	25,407,964

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民 生 費	6,429,713	2,000	6,431,713				2,000	
11 災 害 復 旧 費	323,073	218,439	541,512				218,439	
歳 出 合 計	25,187,525	220,439	25,407,964				220,439	

2 歳 入

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	1,393,185	220,439	1,613,624	1. 財政調整基金繰入金	220,439	財政調整基金繰入金 220,439
計	1,848,962	220,439	2,069,401			
歳入合計	25,187,525	220,439	25,407,964			

3 歳 出

3 款 民生費

4 項 災害救助費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 災害救助費	5,000	2,000	7,000				2,000	19. 扶助費	2,000	扶助費	2,000
計	5,000	2,000	7,000				2,000				

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費	31,254	89,593	120,847				89,593	12. 委託料	89,593	測量設計委託	89,593
2. 林業施設災 害復旧費	32,521	13,343	45,864				13,343	12. 委託料	13,343	測量設計委託	13,343
計	63,775	102,936	166,711				102,936				

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施 設災害復旧 費	241,876	53,149	295,025				53,149	10. 需用費	1,858	消耗品費	1,445
										燃料費	413
								12. 委託料	35,596	測量設計委託	35,596
								13. 使用料及び 賃借料	2,495	作業用機械借上料	2,037
										物品借上料	458
								14. 工事請負費	13,200	工事請負費	13,200
2. 都市計画施 設災害復旧 費	0	3,300	3,300				3,300	14. 工事請負費	3,300	工事請負費	3,300
計	241,876	56,449	298,325				56,449				

11 款 災害復旧費

3 項 商工施設災害復旧費

1. 観光施設災 害復旧費	17,422	2,610	20,032				2,610	14. 工事請負費	2,610	工事請負費	2,610
計	17,422	2,610	20,032				2,610				

11款 災害復旧費

4 項 衛生施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 清掃施設災害復旧費	0	12, 177	12, 177				12, 177	11. 役務費	304	手数料 304
								14. 工事請負費	11, 873	工事請負費 11, 873
計	0	12, 177	12, 177				12, 177			

11款 災害復旧費

5 項 文教施設災害復旧費

1. 公立学校施設災害復旧費	0	19,267	19,267				19,267	12. 委託料	6,254	排水路復旧作業委託 3,185 測量設計委託 3,069
								14. 工事請負費	13,013	工事請負費 13,013
計	0	19,267	19,267				19,267			

11款 災害復旧費

6 項 その他公共施設公用施設災害復旧費

1. その他公共施設公用施設災害復旧費	0	25,000	25,000				25,000	14. 工事請負費	25,000	工事請負費 25,000
計	0	25,000	25,000				25,000			
歳出合計	25,187,525	220,439	25,407,964				220,439			

【3款4項1目】 災害救助費

1. 概 要

8月20日～21日の豪雨により、住家が床上浸水または床下浸水等の被害に遭われた世帯へ災害り災者自立支援金を給付するもの。

2. 被害状況（令和7年8月25日現在）

床上浸水…1件 床下浸水…20件

3. 事業費

扶助費 2,000千円

【11款1項1目】 農業用施設災害復旧費

1. 概 要

8月6日の局所的な豪雨及び8月20日～21日の豪雨により被災した施設を国の補助災害復旧事業へ申請するため査定設計用測量設計委託を行うもの。

2. 被害状況

（1）8月6日

農地 : 3箇所

（2）8月20日～21日

農地 : 24箇所

農業用施設 : 13箇所

3. 事業費

委託料 89,593千円

【11款1項2目】 林業施設災害復旧費

1. 概 要

8月20日～21日に発生した豪雨により被災した施設を国の補助災害復旧事業へ申請するため査定設計用測量設計委託を行うもの。

2. 被害状況

林道 : 2箇所

3. 事業費

委託料 13,343千円

【11 款 2 項 1 目】 公共土木施設災害復旧費

1. 概 要

8 月 20 日～21 日の豪雨により被災した施設を国の補助災害復旧事業へ申請するため
査定設計用測量設計委託等を行うもの。

2. 被害状況

河川：5 箇所

道路：11 箇所

3. 事業費

需用費	1, 8 5 8 千円
委託料	3 5, 5 9 6 千円
使用料及び賃借料	2, 4 9 5 千円
工事請負費	1 3, 2 0 0 千円
計	5 3, 1 4 9 千円

【11 款 2 項 2 目】 都市計画施設施設災害復旧費

1. 概 要

8 月 20 日～21 日の豪雨により被災した施設の復旧工事を行うもの。

2. 被害状況

北緯 40 度カントリーパーク：通路・水路に土砂堆積、緑地に漂着物流入
(阿仁銀山地区)

中川原河川公園（阿仁前田地区）：駐車場に土砂堆積、漂着物流入

3. 事業費

工事請負費	3, 3 0 0 千円
-------	-------------

【11 款 3 項 1 目】 観光施設災害復旧費

1. 概 要

8 月 20 日～21 日の豪雨により被災した阿仁スキー場ゲレンデ内の重機道路の復旧工
事を行うもの。

2. 被害状況

L = 1, 000m

3. 事業費

工事請負費	2, 6 1 0 千円
-------	-------------

【11 款 4 項 1 目】 清掃施設災害復旧費

1. 概 要

8 月 20 日～21 日の豪雨により被災した廃棄物処理施設の復旧工事等を行うもの。

2. 被害状況

（1）北秋田市一般廃棄物最終処分場：法面崩落 3 箇所

（2）鷹巣埋立地最終処分場：場内道路破損及び倒木

3. 事業費

役務費 3 0 4 千円

工事請負費 1 1, 8 7 3 千円

計 1 2, 1 7 7 千円

【11 款 5 項 1 目】 公立学校施設災害復旧費

1. 概 要

8 月 20 日～21 日の豪雨により被災した小・中・義務教育学校施設の復旧工事等を行うもの。

2. 被害箇所・状況

（1）鷹巣中学校：野球場グラウンドの冠水及び周辺排水路への土砂流入

（2）綴子小学校：グラウンドの表土流出

（3）阿 仁 学 園：グラウンドの表土流出とそれに伴う排水路への土砂流入

3. 事業費

委託料 6, 2 5 4 千円（鷹巣中 排水路復旧作業委託 3,185 千円）
（綴子小 測量設計委託 3,069 千円）

工事請負費 1 3, 0 1 3 千円（阿仁学園）

計 1 9, 2 6 7 千円

【11 款 6 項 1 目】 その他公共施設公用施設災害復旧費

1. 概 要

8 月 20 日～21 日の豪雨により被災した法定外公共物（水路）の復旧工事を行うもの。

2. 被害状況

水路：6 箇所

3. 事業費

工事請負費 2 5, 0 0 0 千円

議案第61号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年北秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年北秋田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定並びに北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(資料) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年北秋田市条例第9号）の一部改正

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 北秋田市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数（以下「ポスターの限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	(公費の支払) 第4条 北秋田市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数（以下「ポスターの限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(資料) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年北秋田市条例第53号）の一部改正

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

《議案第 61 号資料》

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の概要

1 改正の経緯

最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則が改正され、国政選挙における選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営の限度額が改正されました。これに倣い、それぞれの単価の改正を行う必要があるため提案するもの。

2 改正の概要

(1) 北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第 1 条による改正）

区 分		改正単価	現行単価
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	586 円 88 銭	541 円 31 銭
企画費		現行どおり	310,500 円

(2) 北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第 2 条による改正）

区 分		改正単価	現行単価
50,000 枚以下の場合	1 枚当たり	8 円 38 銭	7 円 73 銭

※ビラを頒布できる上限（指定都市以外の市の選挙の場合）

長の選挙 2 種類以内のビラ 16,000 枚

議会の議員の選挙 2 種類以内のビラ 4,000 枚

施行期日：公布の日から施行し、同日以降その期日を告示される選挙から適用する。

議案第62号

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

自治体情報システムの標準準拠システムへの移行に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年北秋田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「養育医療に要する費用の支給に関する情報」の次に「（以下「養育医療関係情報」という。）」を、「児童手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童手当関係情報」という。）」を、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「（以下「自立支援給付関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」を加え、同表2の項中「（2） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの」を「（2） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの（3） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改め、同表14の項中「情報」の次に「（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

15 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であ	地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報、障害者関係情報、医療保
-------	-----------------------------------	--

	って規則で定めるもの	険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	------------	----------------------------------

別表第3に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの
---------	---	----	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

る条例 新旧対照表

改正後

別表第 1 （第 4 条関係）

機関	事務
(略)	
4 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 （第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保

改正前

別表第 1 （第 4 条関係）

機関	事務
(略)	

別表第 2 （第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報_____

改正後			改正前		
		険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報_____
					_____であって規則で定めるもの
2 市長	北秋田市福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	2 市長	北秋田市福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
14 市長	特定個人番号利用事務のうち、法第19条第8号の規定により市長がその処理に当たり生活保護関係の利用特定個人情報の提供を求めることができる事務であって規則で定めるもの	生活保護法を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	14 市長	特定個人番号利用事務のうち、法第19条第8号の規定により市長がその処理に当たり生活保護関係の利用特定個人情報の提供を求めることができる事務であって規則で定めるもの	生活保護法を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報_____
					_____であって規則で定めるもの
15 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			

改正後				改正前			
別表第 3 （第 5 条関係）				別表第 3 （第 5 条関係）			
機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)				(略)			
2 教育委員 会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 経緯

北秋田市では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号。以下「標準化法」という。）に基づき、令和 7 年度中に、標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する標準化のために必要な基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）への移行を進めている。

この標準化基準で定められた機能のうち、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。）を管理する住登外者宛名番号管理機能が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 9 条第 2 項に規定する同一機関内の複数事務間で行われる庁内連携事務に該当し、個人番号の独自利用を行う事務として条例の制定が必要な機能であることから、所要の規定を整備する。

2. 改正趣旨

住登外者宛名番号管理機能は、税や福祉など複数の事務で対象となる住登外者を一元的に管理するもので、標準化基準で定められた項目に個人番号管理がある。このため、番号利用法における庁内連携事務に該当することから、住登外者宛名番号を付番・管理をする事務として規定する必要があるため、条例の一部を改正する。

3. 改正の内容

（別表第 1）独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務として規定を追加。

（別表第 2）独自利用事務及び地方税関係情報など首長部局内の複数の事務の情報と関連する事務となるため、庁内連携を行う事務として規定を追加。

（別表第 3）当該地方公共団体の他の機関（教育委員会部局）への情報連携を行う事務として規定を追加。

4. 施行期日

公布の日から施行とする。

議案第63号

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講ずるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年北秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第18条第1項」の次に「及び第19条の2第1項第3号」を加える。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第18条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 北秋田市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に

規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の北秋田市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

(資料) 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年北秋田市条例第25号）の一部改正

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第18条第1項及び第19条の2第1項第3号を除き、以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第18条第1項_____を除き、以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に

改正後	改正前
達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u>	達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>
及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
5 （略）	5 （略）
（介護休暇） 第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（介護休暇） 第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2・3 （略）	2・3 （略）
<u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の2 任命権者は、北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」</u>	

改正後	改正前
という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 北秋田市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2. <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3. <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u> <u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな</u>	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな</u>

改正後	改正前
ればならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の4</u> (略)	ればならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の3</u> (略)

(資料) 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）の一部改正

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数_____を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ_____。） (第1号部分休業の承認) 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____ _____, 30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業_____の承認) 第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

改正後	改正前
3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>	3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

改正後	改正前
<u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第7条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</u> 2・3 （略） <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第7条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2・3 （略） <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>

(資料) 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第4条関係】北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）の一部改正

改正後	改正前
(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第63号資料

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講ずるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

（１） 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年北秋田市条例第25号）の一部改正（第1条関係）

① 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、次の措置を義務付けることとする。

ア 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供

イ 仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する意向確認

ウ 子や家庭の状況に応じた両立支援に資する事項に関する意向確認

エ ウにより意向確認した事項への配慮

② その他一般職の国家公務員に準じ所要の整備を行う。

（２） 北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）の一部改正（第2条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度において次のとおり1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにする（部分休業の取得パターンの多様化）。

改正後	改正前
① 1日に2時間の範囲内で取得できる。	1日に2時間の範囲内で取得できる。
② 1年に77時間30分※の範囲内で取得できる。	

③ ①・②のいずれかを選択可能とする。	
---------------------	--

※非常勤職員においては、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間
(3) 北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）の一部改正（附則第4条関係）
(2)の改正に伴い、用語の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、一部を除き令和7年10月1日から施行することとする。

議案第64号

フードセンターたかのす条例の一部を改正する条例の制定について

フードセンターたかのす条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

フードセンターたかのす条例の一部を改正する条例

フードセンターたかのす条例（平成17年北秋田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(資料) フードセンターたかのす条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(事業) 第6条 就労支援施設は、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。) <u>第5条第15項</u>に規定 する就労継続支援を行う事業 (2) (略)	(事業) 第6条 就労支援施設は、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。) <u>第5条第14項</u>に規定 する就労継続支援を行う事業 (2) (略)

議案第 65 号

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

市営住宅明田団地の建替えに伴い、新設する市営住宅について、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

北秋田市営住宅条例（平成17年北秋田市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1 明田団地の項を次のように改める。

明田団地	木造平屋建 1 戸建	57.91	7	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建 1 戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建 2 戸建 2 棟	46.29	4	令和 7	北秋田市福田字明田43番地
	小計		21		

別表第1 合川地区合計の項戸数の欄中「113」を「117」に改め、同表北秋田市合計の項戸数の欄中「458」を「462」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（令和7年北秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち北秋田市営住宅条例別表第1の改正規定中

「

明田団地	木造平屋建 1 戸建	57.91	4	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建 1 戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	小計		14		

」を

「

明田団地	木造平屋建 1 戸建	57.91	4	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建 1 戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建 2 戸建 2 棟	46.29	4	令和 7	北秋田市福田字明田43番地
	小計		18		

」に、

「「113」を「110」」を「「117」を「114」」に、「「458」を「455」」を「「462」を「459」」に改める。

(資料) 北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後						改正前					
別表第 1 （第 3 条関係）						別表第 1 （第 3 条関係）					
名称	構造	住戸専用 面積㎡	戸数	建設年度	位置	名称	構造	住戸専用 面積㎡	戸数	建設年度	位置
(略)						(略)					
明田団地	木造平屋建 1 戸建	57.91	7	昭和54	北秋田市福田 字明田43番地	明田団地	木造平屋建 1 戸建	57.91	7	昭和54	北秋田市福田 字明田43番地
	木造平屋建 1 戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田 字明田43番地		木造平屋建 1 戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田 字明田43番地
	木造平屋建 2 戸建 2 棟	46.29	4	令和 7	北秋田市福田 字明田43番地						
	小計		21				小計		17		
	(略)						(略)				
合川地区合計			117			合川地区合計			113		
北秋田市合計			462			北秋田市合計			458		

(資料) 北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第2項関係】北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（令和7年北秋田市条例第9号）の一部改正

改正後						改正前					
第2条 北秋田市営住宅条例の一部を次のように改正する。 別表第1 明田団地の項を次のように改める。						第2条 北秋田市営住宅条例の一部を次のように改正する。 別表第1 明田団地の項を次のように改める。					
明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	4	昭和54	北秋田市福田 字明田43番地	明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	4	昭和54	北秋田市福田 字明田43番地
	木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田 字明田43番地		木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田 字明田43番地
	木造平屋建2戸建 2棟	46.29	4	令和7	北秋田市福田 字明田43番地		小計		14		
	小計		18								
別表第1 合川地区合計の項戸数の欄中「117」を「114」に改め、同表北秋田市合計の項戸数の欄中「462」を「459」に改める。						別表第1 合川地区合計の項戸数の欄中「113」を「110」に改め、同表北秋田市合計の項戸数の欄中「458」を「455」に改める。					

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の概要

改正内容

本則については、別表第 1 に新設する市営住宅を追加するもの。

新設する市営住宅

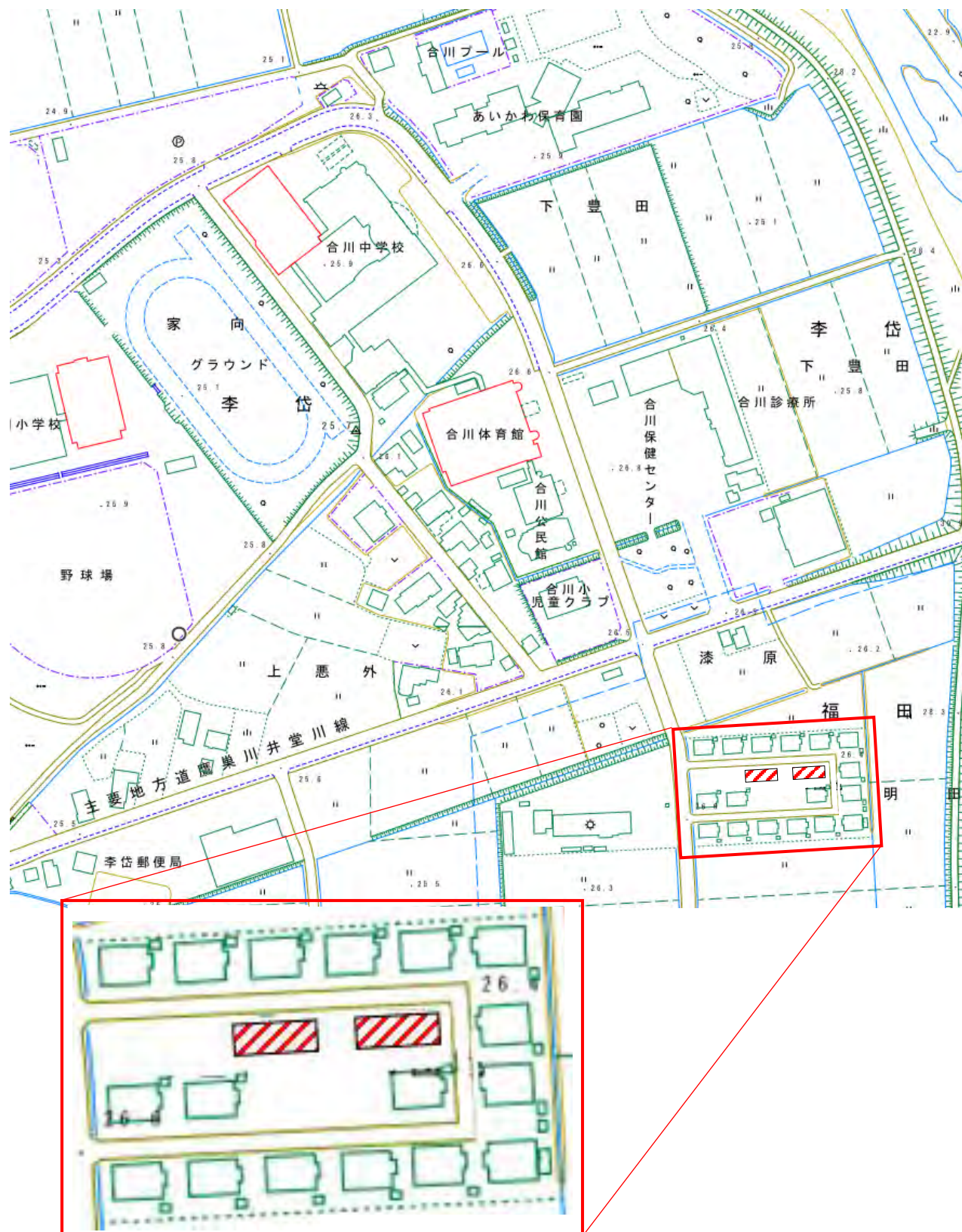
- ・ 明田団地：木造平屋建 2 戸建 2 棟
(令和 7 年築) 4 戸

附則第 2 項については、新設する市営住宅の追加に伴い、未施行分の戸数の統一を図るもの。

施行期日

新設する市営住宅は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

位置図



議案第 66 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 9，3 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5，6 5 7，3 2 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		1,500,101	500,000	2,000,101
	1 寄附金	1,500,101	500,000	2,000,101
19 繰入金		2,106,193	△250,635	1,855,558
	2 基金繰入金	2,069,401	△250,635	1,818,766
歳入合計		25,407,964	249,365	25,657,329

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,170,865	249,365	3,420,230
	1 総務管理費	2,749,682	249,365	2,999,047
歳出合計		25,407,964	249,365	25,657,329

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 寄附金	1,500,101	500,000	2,000,101
19 繰入金	2,106,193	△250,635	1,855,558
歳入合計	25,407,964	249,365	25,657,329

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	3,170,865	249,365	3,420,230				249,365
歳 出 合 計	25,407,964	249,365	25,657,329				249,365

2 歳 入

18款 寄附金

1 項 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 寄附金	1,500,001	500,000	2,000,001	2. ふるさと寄附金	500,000	ふるさと寄附金 500,000
計	1,500,101	500,000	2,000,101			

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,613,624	△250,635	1,362,989	1. 財政調整基金繰入金	△250,635	財政調整基金繰入金 △250,635
計	2,069,401	△250,635	1,818,766			
歳入合計	25,407,964	249,365	25,657,329			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
8. 企画費	809, 027	249, 365	1, 058, 392				249, 365	7. 報償費	158, 750	報償品	158, 750
								11. 役務費	33, 602	通信運搬費	22, 000
										手数料	11, 602
								12. 委託料	22, 000	ふるさと納税事業代行委託	22, 000
								13. 使用料及び賃借料	35, 013	OAシステム使用料	35, 013
計	2, 749, 682	249, 365	2, 999, 047				249, 365				
歳出合計	25, 407, 964	249, 365	25, 657, 329				249, 365				

議案第 67 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 4, 0 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 2 8 1, 3 5 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		105,295	1,892	107,187
	1 分担金	1,397	1,892	3,289
15 国庫支出金		2,921,322	17,942	2,939,264
	1 国庫負担金	1,436,016	9,923	1,445,939
	2 国庫補助金	1,478,977	8,019	1,486,996
16 県支出金		1,536,601	78,370	1,614,971
	1 県負担金	723,229	10	723,239
	2 県補助金	692,699	77,392	770,091
	3 県委託金	120,673	968	121,641
19 繰入金		1,855,558	55,538	1,911,096
	1 特別会計繰入金	36,792	44,549	81,341
	2 基金繰入金	1,818,766	10,989	1,829,755
20 繰越金		1	371,376	371,377
	1 繰越金	1	371,376	371,377
21 諸収入		631,578	59,712	691,290
	5 雑入	370,636	59,712	430,348
22 市債		1,617,500	39,200	1,656,700
	1 市債	1,617,500	39,200	1,656,700
歳入合計		25,657,329	624,030	26,281,359

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		170,361	336	170,697
	1 議会費	170,361	336	170,697
2 総務費		3,420,230	10,233	3,430,463
	1 総務管理費	2,999,047	691	2,999,738
	2 徴税費	161,068	8,005	169,073
	3 戸籍住民基本台帳費	90,139	1,537	91,676
3 民生費		6,431,713	34,744	6,466,457
	1 社会福祉費	3,992,564	7,447	4,000,011
	2 児童福祉費	1,867,223	22,175	1,889,398
	3 生活保護費	556,678	5,122	561,800
4 衛生費		2,690,911	4,581	2,695,492
	1 保健費	438,451	1,136	439,587
	3 清掃費	751,224	509	751,733
	5 病院費	1,123,896	2,936	1,126,832
6 農林水産業費		1,199,114	34,425	1,233,539
	1 農業費	712,442	17,457	729,899
	2 林業費	485,522	16,968	502,490
7 商工費		1,635,577	9,552	1,645,129

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	1,635,577	9,552	1,645,129
8 土 木 費		3,072,808	75,549	3,148,357
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,829,123	75,549	1,904,672
9 消 防 費		1,184,574	6,010	1,190,584
	1 消 防 費	1,184,574	6,010	1,190,584
10 教 育 費		2,216,435	59,232	2,275,667
	1 教 育 総 務 費	506,832	1,543	508,375
	3 中 学 校 費	139,172	9,765	148,937
	4 義 務 教 育 学 校 費	28,872	1,441	30,313
	5 社 会 教 育 費	708,530	32,293	740,823
	6 保 健 体 育 費	584,590	14,190	598,780
11 災 害 復 旧 費		541,512	96,643	638,155
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	166,711	88,998	255,709
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	298,325	7,645	305,970
13 諸 支 出 金		75,440	292,725	368,165
	1 繰 出 金	60,291	878	61,169
	2 基 金 費	15,149	291,847	306,996
歳 出 合 計		25,657,329	624,030	26,281,359

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
北 秋 田 市 地 域 医 療 確 保 促 進 事 業 補 助 金	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	千円 1,560

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
局 所 防 災 事 業	千円 5,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
全国瞬時警報システム新型受信機整備事業	3,300	〃	〃	〃

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
鷹巣中学校体育館改築事業	千円 26,400	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 36,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
文化会館外壁改修事業	138,200	〃	〃	〃	142,000	〃	〃	〃
農地農業用施設災害復旧事業	4,700	〃	〃	〃	21,700	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業	32,000	〃	〃	〃	32,200	〃	〃	〃

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	105,295	1,892	107,187
15 国庫支出金	2,921,322	17,942	2,939,264
16 県支出金	1,536,601	78,370	1,614,971
19 繰入金	1,855,558	55,538	1,911,096
20 繰越金	1	371,376	371,377
21 諸収入	631,578	59,712	691,290
22 市債	1,617,500	39,200	1,656,700
歳入合計	25,657,329	624,030	26,281,359

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	170,361	336	170,697			150			186
2 総 務 費	3,420,230	10,233	3,430,463	423					9,810
3 民 生 費	6,431,713	34,744	6,466,457	10					34,734
4 衛 生 費	2,690,911	4,581	2,695,492						4,581
6 農 林 水 産 業 費	1,199,114	34,425	1,233,539	8,252	5,200	10,989			9,984
7 商 工 費	1,635,577	9,552	1,645,129						9,552
8 土 木 費	3,072,808	75,549	3,148,357						75,549
9 消 防 費	1,184,574	6,010	1,190,584		3,300				2,710
10 教 育 費	2,216,435	59,232	2,275,667	8,564	13,500				37,168
11 災 害 復 旧 費	541,512	96,643	638,155	69,140	17,200	1,892			8,411
13 諸 支 出 金	75,440	292,725	368,165			878			291,847
歳 出 合 計	25,657,329	624,030	26,281,359	86,389	39,200	13,909			484,532

2 歳 入

13款 分担金及び負担金

1 項 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 災害復旧費分担金	1,397	1,892	3,289	1. 農林水産業施設 災害復旧費分担 金	1,892	農地農業用施設災害復旧費分担金 1,892
計	1,397	1,892	3,289			

15款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,348,194	9,923	1,358,117	1. 社会福祉費負担金	8,964	過年度分特別障害者手当等給付費負担金 23
						過年度分障害者自立支援給付費負担金 7,957
						過年度分障害児通所等給付費負担金 984
				2. 児童福祉費負担金	113	過年度分児童扶養手当給付費負担金 113
				3. 生活保護費負担金	846	過年度分生活保護費負担金 846
計	1,436,016	9,923	1,445,939			

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	342,785	423	343,208	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	423	個人番号カード交付事務費補助金 423
7. 教育費国庫補助金	31,597	7,596	39,193	2. 社会教育費補助金	7,596	国宝重要文化財等保存整備費補助金 7,596
計	1,478,977	8,019	1,486,996			

16款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	723,023	10	723,033	1. 社会福祉費負担金	10	低所得者介護保険料軽減負担金 10
計	723,229	10	723,239			

16款 県支出金

2 項 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	328,320	8,252	336,572	1. 農業費補助金	8,252	多面的機能支払交付金 584 未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金 750
---------------	---------	-------	---------	-----------	-------	--

16款 県支出金

2 項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						農地利用効率化等支援交付金事業費補助金 6,918
9. 災害復旧費県補助金	62,000	69,140	131,140	2. 農林水産業施設 災害復旧費補助 金	69,140	農地農業用施設災害復旧費補助金 18,917 林業施設災害復旧費補助金 50,223
計	692,699	77,392	770,091			

16款 県支出金

3 項 県委託金

4. 教育費委託金	2,716	968	3,684	1. 学校教育費委託 金	968	いのちの教育あったかエリア事業委託金 968
計	120,673	968	121,641			

19款 繰入金

1 項 特別会計繰入金

2. 介護保険特別会計繰入金	1	44,549	44,550	1. 介護保険特別会計繰入金	44,549	介護保険特別会計繰入金 44,549
計	36,792	44,549	81,341			

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

2. 森林経営管理基金繰入金	72,322	10,989	83,311	1. 森林経営管理基金繰入金	10,989	森林経営管理基金繰入金 10,989
計	1,818,766	10,989	1,829,755			

20款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	371,376	371,377	1. 繰越金	371,376	繰越金 371,376
計	1	371,376	371,377			

21款 諸収入

5 項 雑入

3. 雑入	370,634	59,712	430,346	1. 雑入	59,712	支障木伐採補償金 1,253 病院事業会計負担金精算金 58,062 秋田県市議会議長会職員研修参加支援助成金 150 米代川流域林業活性化センター会計残額配分金 247
計	370,636	59,712	430,348			

22款 市債

1 項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業債	85,600	5,200	90,800	5. 緊急自然災害防止対策事業債	5,200	緊急自然災害防止対策事業債 5,200
7. 消防債	103,100	3,300	106,400	2. 緊急防災・減災事業債	3,300	緊急防災・減災事業債 3,300
8. 教育債	200,800	13,500	214,300	1. 過疎対策事業債	13,500	過疎対策事業債 13,500
9. 災害復旧事業債	93,200	17,200	110,400	1. 林業施設災害復旧事業債	200	林業施設災害復旧事業債 200
				4. 農地農業用施設災害復旧事業債	17,000	農地農業用施設災害復旧事業債 17,000
計	1,617,500	39,200	1,656,700			
歳入合計	25,657,329	624,030	26,281,359			

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	170, 361	336	170, 697			150	186	13. 使用料及び賃借料	186	テレビ受信料 186
								18. 負担金、補助及び交付金	150	職員研修参加負担金 150
計	170, 361	336	170, 697			150	186			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	435,039	308	435,347				308	13. 使用料及び賃借料	308	テレビ受信料 308
9. 自治振興費	61,152	280	61,432				280	18. 負担金、補助及び交付金	280	防犯街灯設置補助金 280
12. 合川総合窓口センター費	60,928	97	61,025				97	12. 委託料	97	平和公園枯松伐採委託 97
14. 阿仁総合窓口センター費	110,564	6	110,570				6	13. 使用料及び賃借料	6	テレビ受信料 6
計	2,999,047	691	2,999,738				691			

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	126,065	8,005	134,070				8,005	1. 報酬	1,774	会計年度任用職員報酬 1,774
								3. 職員手当等	622	期末手当 338 勤勉手当 284
								12. 委託料	1,609	給与支払報告書自動読み取りシステム導入委託 1,609
								22. 償還金、利子及び割引料	4,000	市税還付金 4,000
計	161,068	8,005	169,073				8,005			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	90,139	1,537	91,676	423			1,114	3. 職員手当等	1,175	時間外勤務手当	1,175
								22. 償還金、利子及び割引料	362	過年度分返還金	362
計	90,139	1,537	91,676	423			1,114				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	241,843	104	241,947				104	22. 償還金、利子及び割引料	104	過年度分返還金 104
2. 老人福祉費	1,221,417	731	1,222,148	10			721	13. 使用料及び賃借料	125	テレビ受信料 125
								27. 繰出金	606	介護保険特別会計繰出金 606
3. 障害者福祉費	1,356,505	6,306	1,362,811				6,306	19. 扶助費	300	扶助費 300
								22. 償還金、利子及び割引料	6,006	過年度分返還金 6,006
5. 国民健康保険事業費	295,023	306	295,329				306	27. 繰出金	306	国民健康保険特別会計繰出金 306
計	3,992,564	7,447	4,000,011	10			7,437			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	139,413	132	139,545				132	13. 使用料及び賃借料	132	OAシステム使用料 132
2. 児童措置費	1,199,910	19,284	1,219,194				19,284	22. 償還金、利子及び割引料	19,284	過年度分返還金 19,284
3. 母子父子福祉費	14,140	1,088	15,228				1,088	22. 償還金、利子及び割引料	1,088	過年度分返還金 1,088
6. 児童クラブ費	191,173	1,671	192,844				1,671	22. 償還金、利子及び割引料	1,671	過年度分返還金 1,671
計	1,867,223	22,175	1,889,398				22,175			

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	59, 146	136	59, 282				136	13. 使用料及び賃借料	109	テレビ受信料 109
								22. 償還金、利子及び割引料	27	過年度分返還金 27
2. 扶助費	497, 532	4, 986	502, 518				4, 986	22. 償還金、利子及び割引料	4, 986	過年度分返還金 4, 986
計	556, 678	5, 122	561, 800				5, 122			

4 款 衛生費

1 項 保健費

1. 保健総務費	213,094	613	213,707				613	10. 需用費	613	修繕料 613
4. 母子保健事業費	34,737	82	34,819				82	22. 償還金、利子及び割引料	82	過年度分返還金 82
5. 地域医療推進費	10,900	441	11,341				441	18. 負担金、補助及び交付金	441	地域医療確保促進事業補助金 441
計	438,451	1,136	439,587				1,136			

4 款 衛生費

3 項 清掃費

2. 塵芥処理費	505,675	509	506,184				509	12. 委託料	509	粗大ごみ・木質ごみ運搬委託 509
計	751,224	509	751,733				509			

4 款 衛生費

5 項 病院費

1. 病院事業費	900,172	2,708	902,880				2,708	18. 負担金、補助及び交付金	2,708	北秋田市民病院負担金 2,708
2. 診療所費	223,724	228	223,952				228	27. 繰出金	228	阿仁診療所特別会計繰出金 228
計	1,123,896	2,936	1,126,832				2,936			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

2. 農業総務費	97,546	1,506	99,052				1,506	3. 職員手当等	1,167	時間外勤務手当 1,167
								13. 使用料及び賃借料	339	テレビ受信料 339

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	104,490	7,793	112,283	7,668			125	18. 負担金、補助及び交付金	7,793	未来へつなぐ元気な農山村創造事業補助金 875 農地利用効率化等支援交付金 6,918
5. 畜産業費	30,761	4,857	35,618				4,857	10. 需用費	4,857	修繕料 4,857
6. 農地費	201,342	1,178	202,520	584			594	18. 負担金、補助及び交付金	1,178	県営造成施設等突発事故復旧支援事業補助金 400 多面的機能支払交付金 778
7. 農業集落排水事業費	214,503	2,123	216,626				2,123	23. 投資及び出資金	2,123	下水道事業出資金 2,123
計	712,442	17,457	729,899	8,252			9,205			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1. 林業総務費	53,187	688	53,875				688	3. 職員手当等	753	時間外勤務手当 753
								18. 負担金、補助及び交付金	△65	米代川流域林業活性化センター負担金 △65
2. 林業振興費	363,279	16,280	379,559		5,200	10,989	91	12. 委託料	5,291	測量設計委託 5,291
								14. 工事請負費	10,989	工事請負費 10,989
計	485,522	16,968	502,490		5,200	10,989	779			

7 款 商工費

1 項 商工費

6. 観光施設費	417,740	2,313	420,053				2,313	10. 需用費	1,136	修繕料 1,136
								12. 委託料	1,177	ツキノワグマ舎配管調査委託 1,177
7. 森吉山スキー場開発対策費	142,698	7,239	149,937				7,239	10. 需用費	6,734	修繕料 6,734
								12. 委託料	337	簡易無線局再免許申請委託 337
								17. 備品購入費	168	消火器 168
計	1,635,577	9,552	1,645,129				9,552			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2. 道路維持費	876,741	75,549	952,290				75,549	10. 需用費	53,698	消耗品費 17,582 修繕料 36,116
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	---------	--------	---------------------------

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								13. 使用料及び賃借料	351	テレビ受信料351
								14. 工事請負費	9,400	工事請負費9,400
								17. 備品購入費	12,100	バックホウ8,580 高圧洗浄機3,520
計	1,829,123	75,549	1,904,672				75,549			

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,000,703	2,668	1,003,371				2,668	13. 使用料及び賃借料	1,495	テレビ受信料 1,495
								17. 備品購入費	1,173	消防吏員被服 1,173
5. 災害対策費	66,819	3,342	70,161		3,300		42	14. 工事請負費	3,342	工事請負費 3,342
計	1,184,574	6,010	1,190,584		3,300		2,710			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

3. 教育センター費	5,276	1,067	6,343	968			99	7. 報償費	633	謝礼 633
								8. 旅費	109	費用弁償 90 職員旅費 19
								10. 需用費	79	消耗品費 74 食糧費 5
								11. 役務費	5	通信運搬費 5
								13. 使用料及び賃借料	241	施設・建物等使用料 98 自動車借上料 143
5. 教育助成費	115,872	476	116,348				476	10. 需用費	476	消耗品費 476
計	506,832	1,543	508,375	968			575			

10 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	41,636	9,765	51,401		9,700		65	12. 委託料	9,765	アスベスト調査委託 484 解体設計委託 294 地質調査委託 8,987
----------	--------	-------	--------	--	-------	--	----	---------	-------	---

10款 教育費

3 項 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	139, 172	9, 765	148, 937		9, 700		65			

10款 教育費

4 項 義務教育学校費

1. 学校管理費	5,311	1,441	6,752				1,441	14. 工事請負費	1,441	工事請負費	1,441
計	28,872	1,441	30,313				1,441				

10款 教育費

5 項 社会教育費

2. 文化振興費	136,070	11,567	147,637	7,596			3,971	7. 報償費	42	謝礼	42
								8. 旅費	108	費用弁償	108
								10. 需用費	40	消耗品費	40
								12. 委託料	8,284	環状列石レーザー計測委託	△2,562
										環状列石カルテ作成委託	500
										環状列石付着物分析委託	407
3. 公民館費	132,356	16,596	148,952				16,596	魅力向上事業委託	9,939		
								14. 工事請負費	3,093	工事請負費	3,093
								1. 報酬	1,296	会計年度任用職員報酬	1,296
								8. 旅費	129	費用弁償	129
								10. 需用費	330	修繕料	330
								12. 委託料	14,841	森吉コミュニティセンター改築基本設計委託	
4. 文化会館費	220,486	3,823	224,309		3,800		23			文化会館外壁改修工事変更設計委託	3,823
5. ふれあいプラザ費	54,002	307	54,309				307	10. 需用費	307	修繕料	307
計	708,530	32,293	740,823	7,596	3,800		20,897				

10款 教育費

6 項 保健体育費

3. 保健体育施設費	84,534	13,431	97,965				13,431	12. 委託料	2,981	アスベスト調査委託	2,981
								14. 工事請負費	10,450	工事請負費	10,450
4. 学校給食費	352,142	759	352,901				759	10. 需用費	429	修繕料	429
								17. 備品購入費	330	厨房備品	330

10款 教育費

6項 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	584, 590	14, 190	598, 780				14, 190			

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費	120,847	38,420	159,267	18,917	17,000	1,892	611	3. 職員手当等	586	時間外勤務手当	586
								14. 工事請負費	37,834	工事請負費	37,834
2. 林業施設災 害復旧費	45,864	50,578	96,442	50,223	200		155	12. 委託料	50,578	測量設計委託	50,578
計	166,711	88,998	255,709	69,140	17,200	1,892	766				

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施 設災害復旧 費	295,025	7,645	302,670				7,645	14. 工事請負費	7,645	工事請負費	7,645
計	298,325	7,645	305,970				7,645				

13款 諸支出金

1項 繰出金

1. 財産区繰出 金	60,291	878	61,169			878		27. 繰出金	878	坊沢財産区特別会計繰出金	878
計	60,291	878	61,169			878					

13款 諸支出金

2項 基金費

1. 財政調整基 金費	7,662	291,847	299,509				291,847	24. 積立金	291,847	財政調整基金積立金	291,847
計	15,149	291,847	306,996				291,847				
歳出合計	25,657,329	624,030	26,281,359	86,389	39,200	13,909	484,532				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(391) 440	507,338	1,670,628	1,202,700	3,380,666	763,338	4,144,004	常勤職員 406人
補 正 前	(387) 440	504,268	1,670,628	1,198,397	3,373,293	763,338	4,136,631	
比 較	(4) 0	3,070	0	4,303	7,373	0	7,373	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	48,523	890	22,721	28,723	9,888	103,238	168	2,180	8,200
	補 正 前	48,523	890	22,721	28,723	9,888	99,557	168	2,180	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	3,681	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,094	42,491	453,794	384,257	30,078	44,095	360		
	補 正 前	23,094	42,491	453,456	383,973	30,078	44,095	360		
	比 較	0	0	338	284	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(15) 406	0	1,582,424	1,010,324	2,592,748	706,325	3,299,073	
補 正 前	(15) 406	0	1,582,424	1,006,643	2,589,067	706,325	3,295,392	
比 較	(0) 0	0	0	3,681	3,681	0	3,681	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	48,523	890	22,721	27,255	9,888	88,716	22	2,180	8,200
	補 正 前	48,523	890	22,721	27,255	9,888	85,035	22	2,180	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	3,681	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	22,998	42,491	359,223	304,754	30,078	42,025	360		
	補 正 前	22,998	42,491	359,223	304,754	30,078	42,025	360		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(376) 34	507,338	88,204	192,376	787,918	57,013	844,931	
補 正 前	(372) 34	504,268	88,204	191,754	784,226	57,013	841,239	
比 較	(4) 0	3,070	0	622	3,692	0	3,692	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	1,468	0	14,522	146	0	0
	補 正 前	0	0	0	1,468	0	14,522	146	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	96	0	94,571	79,503	0	2,070	0		
	補 正 前	96	0	94,233	79,219	0	2,070	0		
	比 較	0	0	338	284	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	0
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	4,303	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4,303	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	3,681
				会計年度任用職員分	622

令和7年度 一般会計補正予算（第7号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
12	1	1	1	議会費	その他	150	10	21	5	3	雑入	秋田県市議会議長会職員研修参加支援助成金 150
13	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	423	9	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金 423
13	3	1	2	老人福祉費	国県支出金	10	9	16	1	1	民生費県負担金	低所得者介護保険料軽減負担金 10
15	6	1	3	農業振興費	国県支出金	7,668	9	16	2	4	農林水産業費県補助金	未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金 750
							10	16	2	4	農林水産業費県補助金	農地利用効率化等支援交付金事業費補助金 6,918
15	6	1	6	農地費	国県支出金	584	9	16	2	4	農林水産業費県補助金	多面的機能支払交付金 584
15	6	2	2	林業振興費	地方債	5,200	11	22	1	4	農林水産業債	緊急自然災害防止対策事業債 5,200
					その他	10,989	10	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 10,989
16	9	1	5	災害対策費	地方債	3,300	11	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 3,300
16	10	1	3	教育センター費	国県支出金	968	10	16	3	4	教育費委託金	いのちの教育あったかエリア事業委託金 968
16	10	3	1	学校管理費	地方債	9,700	11	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 9,700（13,500のうち）
17	10	5	2	文化振興費	国県支出金	7,596	9	15	2	7	教育費国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金 7,596
17	10	5	4	文化会館費	地方債	3,800	11	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 3,800（13,500のうち）
18	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金	18,917	10	16	2	9	災害復旧費県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金 18,917
					地方債	17,000	11	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債 17,000
					その他	1,892	9	13	1	1	災害復旧費分担金	農地農業用施設災害復旧費分担金 1,892
18	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	50,223	10	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金 50,223
					地方債	200	11	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 200
18	13	1	1	財産区繰出金	その他	878	10	21	5	3	雑入	支障木伐採補償金 878（1,253のうち）

議案第 68 号

令和 7 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 1 3 0, 2 8 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		295,024	306	295,330
	1 他会計繰入金	295,023	306	295,329
歳入合計		3,129,980	306	3,130,286

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,716	306	79,022
	1 総務管理費	70,882	306	71,188
歳出合計		3,129,980	306	3,130,286

令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	295,024	306	295,330
歳入合計	3,129,980	306	3,130,286

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	78,716	306	79,022			306	
歳 出 合 計	3,129,980	306	3,130,286			306	

2 歳 入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	295,023	306	295,329	1. 一般会計繰入金	306	人件費繰入金 306
計	295,023	306	295,329			
歳入合計	3,129,980	306	3,130,286			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	70,882	306	71,188			306		3. 職員手当等	306	時間外勤務手当 306
計	70,882	306	71,188			306				
歳出合計	3,129,980	306	3,130,286			306				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(3) 6	5,386	21,544	14,740	41,670	8,762	50,432	常勤職員 6人
補 正 前	(3) 6	5,386	21,544	14,434	41,364	8,762	50,126	
比 較	(0) 0	0	0	306	306	0	306	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	426	0	294	326	0	1,098	0	11	0
	補 正 前	426	0	294	326	0	792	0	11	0
	比 較	0	0	0	0	0	306	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	5	324	6,146	5,256	494	360	0		
	補 正 前	5	324	6,146	5,256	494	360	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(0) 6	0	21,544	12,574	34,118	8,279	42,397	
補 正 前	(0) 6	0	21,544	12,268	33,812	8,279	42,091	
比 較	(0) 0	0	0	306	306	0	306	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	426	0	294	326	0	1,098	0	11	0
	補 正 前	426	0	294	326	0	792	0	11	0
	比 較	0	0	0	0	0	306	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	5	324	4,969	4,267	494	360	0		
	補 正 前	5	324	4,969	4,267	494	360	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(3) 0	5,386	0	2,166	7,552	483	8,035	
補 正 前	(3) 0	5,386	0	2,166	7,552	483	8,035	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	1,177	989	0	0	0		
	補 正 前	0	0	1,177	989	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	0
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	306	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	306	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	306
				会計年度任用職員分	0

議案第 69 号

令和 7 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 8 , 1 9 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 , 6 6 2 , 0 4 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		866,231	586	866,817
	1 一般会計繰入金	817,067	606	817,673
	2 介護保険財政調整基金繰入金	49,164	△20	49,144
8 繰越金		2	297,608	297,610
	1 繰越金	2	297,608	297,610
歳入合計		5,363,853	298,194	5,662,047

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		91,174	586	91,760
	1 総務管理費	49,509	454	49,963
	2 賦課徴収費	3,521	132	3,653
4 基金積立金		542	95,041	95,583
	1 基金積立金	542	95,041	95,583
5 諸支出金		1,004	202,567	203,571
	1 償還金及び還付加算金	1,003	158,018	159,021
	2 他会計繰出金	1	44,549	44,550
歳出合計		5,363,853	298,194	5,662,047

令和7年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	866,231	586	866,817
8 繰越金	2	297,608	297,610
歳入合計	5,363,853	298,194	5,662,047

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総 務 費	91,174	586	91,760			586		
4 基 金 積 立 金	542	95,041	95,583				95,041	
5 諸 支 出 金	1,004	202,567	203,571				202,567	
歳 出 合 計	5,363,853	298,194	5,662,047			586	297,608	

2 歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 低所得者介護保険料軽減繰入金	51,087	20	51,107	2. 過年度分	20	過年度分 20
4. 事務費等繰入金	103,317	586	103,903	2. 事務費繰入金	586	事務費繰入金 586
計	817,067	606	817,673			

7 款 繰入金

2 項 介護保険財政調整基金繰入金

1. 介護保険財政調整基金繰入金	49,164	△20	49,144	1. 介護保険財政調整基金繰入金	△20	介護保険財政調整基金繰入金 △20
計	49,164	△20	49,144			

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	8,239	8,240	1. 繰越金	8,239	繰越金 8,239
2. 介護給付費繰越金	1	289,369	289,370	1. 介護給付費繰越金	289,369	介護給付費繰越金 289,369
計	2	297,608	297,610			
歳入合計	5,363,853	298,194	5,662,047			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	49,509	454	49,963			454		10. 需用費	454	印刷製本費	454
計	49,509	454	49,963			454					

1 款 総務費

2 項 賦課徴収費

1. 賦課徴収費	3,521	132	3,653			132		10. 需用費	132	印刷製本費 132
計	3,521	132	3,653			132				

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 介護保険財政調整基金積立金	542	95,041	95,583				95,041	24. 積立金	95,041	介護保険財政調整基金積立金 95,041
計	542	95,041	95,583				95,041			

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	1	158,018	158,019				158,018	22. 償還金、利子及び割引料	158,018	償還金 158,018
計	1,003	158,018	159,021				158,018			

5 款 諸支出金

2 項 他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	1	44,549	44,550				44,549	27. 繰出金	44,549	一般会計繰出金 44,549
計	1	44,549	44,550				44,549			
歳出合計	5,363,853	298,194	5,662,047			586	297,608			

議案第 70 号

令和 7 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 8, 9 4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		138,929	228	139,157
	1 他会計繰入金	138,929	228	139,157
歳入合計		228,714	228	228,942

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		178,013	228	178,241
	1 施設管理費	178,013	228	178,241
歳出合計		228,714	228	228,942

令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	138,929	228	139,157
歳入合計	228,714	228	228,942

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	178,013	228	178,241			228	
歳 出 合 計	228,714	228	228,942			228	

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	138, 929	228	139, 157	1. 一般会計繰入金	228	一般会計繰入金 228
計	138, 929	228	139, 157			
歳入合計	228, 714	228	228, 942			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	178, 013	228	178, 241			228		8. 旅費	108	職員旅費	108
								18. 負担金、補助 及び交付金	120	大館北秋田医師会負担金	120
計	178, 013	228	178, 241			228					
歳出合計	228, 714	228	228, 942			228					

議案第 71 号

令和 7 年度 北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 2 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		0	878	878
	1 他会計繰入金	0	878	878
歳入合計		2,335	878	3,213

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		1,016	878	1,894
	1 予備費	1,016	878	1,894
歳出合計		2,335	878	3,213

令和7年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	0	878	878
歳入合計	2,335	878	3,213

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 予 備 費	1,016	878	1,894				878
歳 出 合 計	2,335	878	3,213				878

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	0	878	878	1. 一般会計繰入金	878	一般会計繰入金 878
計	0	878	878			
歳入合計	2,335	878	3,213			

3 歳 出

3 款 予備費

1 項 予備費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	1,016	878	1,894				878			
計	1,016	878	1,894				878			
歳出合計	2,335	878	3,213				878			

議案第 72 号

令和 7 年度 北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0, 6 7 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		2	173	175
	2 雑 入	1	173	174
歳 入 合 計		50,500	173	50,673

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		1,099	41	1,140
	2 分 収 交 付 金	299	41	340
5 予 備 費		1	132	133
	1 予 備 費	1	132	133
歳 出 合 計		50,500	173	50,673

令和7年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 諸収入	2	173	175
歳入合計	50,500	173	50,673

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 諸 支 出 金	1,099	41	1,140				41
5 予 備 費	1	132	133				132
歳 出 合 計	50,500	173	50,673				173

2 歳 入

4 款 諸収入

2 項 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	1	173	174	1. 雑入	173	雑入 173
計	1	173	174			
歳入合計	50,500	173	50,673			

3 歳 出

4 款 諸支出金

2 項 分収交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 分収交付金	299	41	340				41	18. 負担金、補助及び交付金	41	立木分収交付金	41
計	299	41	340				41				

5 款 予備費

1 項 予備費

1. 予備費	1	132	133				132			
計	1	132	133				132			
歳出合計	50,500	173	50,673				173			

議案第73号

令和 7 年度

北秋田市病院事業会計補正予算（第 1 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第1号）	4
2	令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書	
	（1）令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画	5
	（2）令和7年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	6
	（3）令和7年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表	7
	（4）病院事業会計に関する書類の注記	8
3	令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書	9

議案第73号

令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	636,021 千円	60,793 千円	696,814 千円
第2項	医業外収益	636,019 千円	60,793 千円	696,812 千円
【支出】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	953,705 千円	60,793 千円	1,014,498 千円
第1項	医業費用	864,143 千円	2,728 千円	866,871 千円
第2項	医業外費用	89,560 千円	58,065 千円	147,625 千円

令和7年9月2日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収益的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			636,021	60,793	696,814	
	2. 医業外収益		636,019	60,793	696,812	
		2. 国県補助金	19,214	20	19,234	
		3. 他会計補助金	324,700	800	325,500	
		4. 他会計負担金	251,552	1,908	253,460	
		6. その他医業外収益	0	58,065	58,065	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			953,705	60,793	1,014,498	
	1. 医業費用		864,143	2,728	866,871	
		1. 経費	535,515	2,728	538,243	
	2. 医業外費用		89,560	58,065	147,625	
		2. 雑支出	29,609	58,065	87,674	

(2) 令和7年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 317,684,094
減価償却費	328,626,914
退職給付引当金の増減額	0
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 40,551,287
受取利息及び受取配当金	0
支払利息及び企業債取扱諸費	59,950,554
未収金の増減額	0
未払金の増減額	0
たな卸資産の増減額	0
前払金の増減額	29,608,467
小計	59,950,554
利息の支払額	△ 59,950,554
業務活動によるキャッシュ・フロー	0
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	295,623,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	295,623,738
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 295,623,738
その他の他会計借入金の償還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 295,623,738
資金増加額(又は減少額)	0
資金期首残高	0
資金期末残高	0

(3) 令和7年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部				
Ⅰ. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		229,852,968		
ロ 建物	7,775,869,267			
建物減価償却累計額	△ 4,669,059,774	3,106,809,493		
ハ 構築物	442,533,871			
構築物減価償却累計額	△ 407,461,530	35,072,341		
ニ 器械備品	639,679,074			
器械減価償却累計額	△ 501,418,260	138,260,814		
ホ 車両	0			
車両減価償却累計額	0	0		
ト 建設仮勘定		0		
有形固定資産合計			3,509,995,616	
(2) 投資その他の資産				
イ 長期前払消費税		13,570,368		
投資その他の資産合計			13,570,368	
固定資産合計				3,523,565,984
Ⅱ. 流動資産				
(1) 現金預金				
(2) 未収金			0	
(3) その他流動資産			0	
流動資産合計				0
資産合計				3,523,565,984

負債・資本の部			
Ⅲ. 固定負債			
(1) 企業債		3,567,244,585	
(2) 他会計借入金		0	
固定負債合計			3,567,244,585
Ⅳ. 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		299,636,697	
(3) 他会計借入金		0	
(4) 未払金		0	
(5) その他流動負債		0	
流動負債合計			299,636,697
Ⅴ. 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,248,938,000	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 783,101,414	
繰延収益合計			465,836,586
負債合計			4,332,717,868
Ⅵ. 資本金			
			4,433,671,569
Ⅶ. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金		△ 5,242,823,453	
剰余金合計			△ 5,242,823,453
資本合計			△ 809,151,884
負債・資本合計			3,523,565,984

(4) 病院事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

建物	定額法
構築物	定額法
器械備品	定額法

・主な耐用年数

建物	5～39年
構築物	15～39年
器械備品	5～15年

2 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

III. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は3,567,245千円である。

令和 7 年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入および支出
収 入

1 款 病院事業収益

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 医業外収益	636,019	60,793	696,812			
2. 国県補助金	19,214	20	19,234			
				1. 国県補助金	20	地域療育医療拠点施設運営費補助金 20
3. 他会計補助金	324,700	800	325,500			
				1. 他会計補助金	800	常勤医師奨励金 800
4. 他会計負担金	251,552	1,908	253,460			
				1. 他会計負担金	1,908	政策的医療交付金 1,908
6. その他医業外収益	0	58,065	58,065			
				1. その他医業外収益	58,065	令和 6 年度指定管理料返還金 58,062 令和 5 年度がん診療機能等強化事業補助金返納金 3

収益的収入および支出
支 出

1 款 病院事業費用

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 医業費用	864,143	2,728	866,871			
1. 経費	535,515	2,728	538,243			
				4. 負担金補助及び交付金	2,728	常勤医師奨励金 800 政策的医療交付金 1,928
2. 医業外費用	89,560	58,065	147,625			
2. 雑支出	29,609	58,065	87,674			
				1. その他雑支出	58,065	令和6年度一般会計負担金精算金 58,062 令和5年度がん診療機能等強化事業補助金返納金 3

議案第 74 号

令和 7 年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第 2 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第2号）	・ ・ ・ ・ ・	5
2	令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書		
	（1） 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	・ ・ ・ ・ ・	6
	（2） 令和7年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ ・	7
	（3） 令和7年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・	8
	（4） 水道事業会計に関する書類の注記	・ ・ ・ ・ ・	9
3	令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	・ ・ ・ ・ ・	11

令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	879,560 千円	5,787 千円	885,347 千円
第1項 営業費用	843,857 千円	6,270 千円	850,127 千円
第2項 営業外費用	24,064 千円	△ 483 千円	23,581 千円

令和7年9月2日提出

北秋田市長 津谷 永 光

(1) 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			879,560	5,787	885,347	
	1 営業費用		843,857	6,270	850,127	
		3 総係費	130,944	6,270	137,214	
	2 営業外費用		24,064	△483	23,581	
		3 消費税及び地方消費税	2,335	△483	1,852	

(2) 令和7年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 142,188,269
減価償却費	412,382,722
固定資産除却費	2,135,455
長期前受金戻入額	△ 86,849,908
支払利息及び企業債取扱諸費	21,726,750
受取利息・配当金	△ 1,808,000
未収金の増減額	11,596,401
未払金の増減額	△ 89,095,777
前受金の増減額	950
その他流動負債の増減額	△ 58,500
小計	127,841,824
利息及び配当金の受取額	1,808,000
利息の支払額	△ 21,726,750
業務活動によるキャッシュ・フロー	107,923,074
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 545,429,832
他会計補助金等による収入	59,842,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 485,587,832
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	329,500,000
企業債の償還による支出	△ 288,877,934
他会計等からの出資による収入	158,492,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	199,114,066
資金増加額(又は減少額)	△ 178,550,692
資金期首残高	2,008,790,242
資金期末残高	1,830,239,550

(3) 令和7年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部					負債の部				
I. 固定資産					III. 固定負債				
(1) 有形固定資産					(1) 企業債		2,597,668,714		
イ 土地		97,447,754			固定負債合計			2,597,668,714	
ロ 建物	1,164,239,627				IV. 流動負債				
建物減価償却累計額	△ 224,886,867	939,352,760			(1) 企業債		275,029,399		
ハ 構築物	7,671,904,694				(2) 未払金		12,335,000		
構築物減価償却累計額	△ 2,620,534,437	5,051,370,257			(3) 前受金		10,000		
ニ 機械及び装置	1,954,321,566				(4) 預り金		1,000,000		
機械及び装置減価償却累計額	△ 812,816,629	1,141,504,937			(5) その他流動負債		0		
ホ 車両運搬具	33,131,359				流動負債合計			288,374,399	
車両運搬具減価償却累計額	△ 25,585,090	7,546,269			V. 繰延収益				
ヘ 工具器具及び備品	63,013,400				(1) 長期前受金		2,248,442,004		
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 33,356,499	29,656,901			(2) 長期前受金収益化累計額		△ 717,538,967		
ト 建設仮勘定		117,563,818			繰延収益合計			1,530,903,037	
有形固定資産合計			7,384,442,696		負債合計			4,416,946,150	
(2) 無形固定資産					資本の部				
イ 電話加入権		81,100			VI. 資本金				
ロ 水利権		569,324,712			(1) 自己資本金				
無形固定資産合計			569,405,812		イ 固有資本金	1,637,887,855			
固定資産合計				7,953,848,508	ロ 繰入資本金	2,133,013,808			
II. 流動資産					ハ 組入資本金	764,000,000			
(1) 現金預金					自己資本金合計		4,534,901,663		
イ 当座預金		420,239,550			資本金合計			4,534,901,663	
ロ 定期預金		1,400,000,000			VII. 剰余金				
ハ 有価証券		10,000,000			(1) 資本剰余金		22,688,314		
現金預金合計			1,830,239,550		(2) 利益剰余金				
(2) 未収金			9,136,000		イ 減債積立金	0			
(3) 貯蔵品					ロ 利益積立金	25,000,000			
イ 材料		52,565			ハ 建設改良積立金	50,000,000			
ロ 機械及び装置		747,300			二 当年度末末処分利益剰余金	744,487,796			
貯蔵品合計			799,865		利益剰余金合計		819,487,796		
流動資産合計				1,840,175,415	剰余金合計			842,176,110	
資産合計				9,794,023,923	資本合計			5,377,077,773	
					負債資本合計			9,794,023,923	

(4) 水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・量水器を除く資産	定額法		
・量水器	取替法		
・主な耐用年数			
建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
水利権	55年
・非償却資産	
電話加入権	

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	先入先出法による原価法
------	-------------

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

計上していない。

(2) 賞与引当金

計上していない。

(3) 法定福利費引当金

計上していない。

(4) 特別修繕引当金

計上していない。

(5) 修繕引当金

当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,195,022千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の3事業を報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

区 分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合 計
営業収益	146,414	237,363	175,012	558,789
営業費用	195,300	403,631	208,313	807,244
営業損益	△ 48,886	△ 166,268	△ 33,301	△ 248,455
経常損益	△ 47,285	△ 68,147	△ 24,358	△ 139,790
その他の項目				
他会計繰入金	7,193	185,343	24,284	216,820
減価償却費	81,252	260,733	70,397	412,382
特別利益	2	0	0	2
特別損失	795	782	823	2,400
有形固定資産の増加額	52,419	181,333	335,661	569,413

令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出 支 出

1 款 水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	843,857	6,270	850,127			
3 総係費	130,944	6,270	137,214			
				17 委託料	6,270	料金システム改修委託 6,270
2 営業外費用	24,064	△483	23,581			
3 消費税及び地方消費税	2,335	△483	1,852			
				1 消費税及び地方消費税	△483	消費税及び地方消費税 △483

議案第 75 号

令和 7 年度

北秋田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）	5
2	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書	
	（1）令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画	6
	（2）令和7年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	8
	（3）令和7年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表	9
	（4）下水道事業会計に関する書類の注記	10
3	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書	12

令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,315,441 千円	265 千円	1,315,706 千円
第2項 営業外収益	887,282 千円	265 千円	887,547 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,412,836 千円	2,918 千円	1,415,754 千円
第1項 営業費用	1,312,855 千円	2,918 千円	1,315,773 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額240,649千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金188,489千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,526千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金186,366千円」に改める。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,243,967 千円	2,123 千円	1,246,090 千円
第2項 出資金	394,795 千円	2,123 千円	396,918 千円

令和7年9月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収益的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			1, 315, 441	265	1, 315, 706	
	2 営業外収益		887, 282	265	887, 547	
		4 雑収益	36, 757	265	37, 022	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			1, 412, 836	2, 918	1, 415, 754	
	1 営業費用		1, 312, 855	2, 918	1, 315, 773	
		3 処理場費	345, 909	2, 918	348, 827	

資本的收入及び支出

資本的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 資本的收入			1, 243, 967	2, 123	1, 246, 090	
	2 出資金		394, 795	2, 123	396, 918	
		1 出資金	394, 795	2, 123	396, 918	

(2) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 125,556,000
減価償却費	746,426,000
固定資産除却費	774,000
長期前受金戻入額	△ 387,481,000
支払利息及び企業債取扱諸費	95,168,000
未収金の増減額	△ 43,340,282
貯蔵品の増減額	△ 111,980
前払費用の増減額	35,680,000
未払金の増減額	△ 119,521,943
控除対象外消費税	△ 38,239,927
小計	163,796,868
利息の支払額	△ 95,168,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	68,628,868
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 934,113,546
受益者負担金等による収入	13,285,000
他会計補助金等による収入	53,387,000
国庫補助金等による収入	407,356,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 460,085,346
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	785,600,000
企業債の償還による支出	△ 892,122,192
他会計等からの出資による収入	396,918,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	290,395,808
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	△ 101,060,670
資金期首残高	233,923,696
資金期末残高	132,863,026

(3) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部				
I. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		161,794,156		
ロ 建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 183,625,265	899,422,409		
ハ 構築物	22,190,368,825			
構築物減価償却累計額	△ 3,535,513,123	18,654,855,702		
ニ 機械及び装置	1,895,623,916			
機械及び装置減価償却累計額	△ 911,101,091	984,522,825		
ホ 車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 2,741,420	925,080		
ヘ 工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 2,775,636	2,247,464		
ト 建設仮勘定		1,599,406,275		
有形固定資産合計			22,303,173,911	
(2) 投資有価証券				
イ 株式		1,030,000		
投資有価証券合計			1,030,000	
固定資産合計				22,304,203,911
II. 流動資産				
(1) 現金預金				
イ 当座預金		132,813,026		
ロ 小口現金		50,000		
現金預金合計			132,863,026	
(2) 未収金			67,737,573	
(3) 貯蔵品			740,150	
(4) 前払金			0	
流動資産合計				201,340,749
資産合計				22,505,544,660

負債の部				
III. 固定負債				
(1) 企業債		8,108,611,538		
固定負債合計				8,108,611,538
IV. 流動負債				
(1) 企業債		844,835,744		
(2) 未払金		0		
(3) 前受金		0		
(4) その他流動負債		0		
流動負債合計				844,835,744
V. 繰延収益				
(1) 長期前受金		13,337,980,243		
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,438,393,321		
繰延収益合計				10,899,586,922
負債合計				19,853,034,204
資本の部				
VI. 資本金				
(1) 自己資本金				
イ 固有資本金	1,105,514,547			
ロ 繰入資本金	1,932,946,500			
自己資本金合計			3,038,461,047	
資本金合計				3,038,461,047
VII. 剰余金				
(1) 資本剰余金			81,014,686	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金	△ 466,965,277			
利益剰余金合計			△ 466,965,277	
剰余金合計				△ 385,950,591
資本合計				2,652,510,456
負債資本合計				22,505,544,660

(4) 下水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・量水器を除く資産 定額法
- ・量水器 取替法
- ・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

計上していない。

(2) 賞与引当金

計上していない。

(3) 法定福利費引当金

計上していない。

(4) 特別修繕引当金

計上していない。

(5) 修繕引当金

当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は183,139千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の4事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合 計
営業収益	303,740	14,069	63,709	8,619	390,137
営業費用	866,447	84,577	290,267	26,882	1,268,173
営業損益	△ 562,707	△ 70,508	△ 226,558	△ 18,263	△ 878,036
経常損益	△ 43,759	△ 21,541	△ 48,400	△ 10,207	△ 123,907
その他の項目					
他会計繰入金	607,168	75,156	216,626	12,898	911,848
減価償却費	512,903	48,904	176,748	7,871	746,426
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	905	51	693	0	1,649
有形固定資産の増加額	516,092	0	18,697	0	534,789

令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出
収 入

1 款 下水道事業収益

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 営業外収益	887,282	265	887,547			
4 雑収益	36,757	265	37,022			
				1 消費税及び地方消費税還付金	265	消費税及び地方消費税還付金 265

収益的收入及び支出
支 出

1 款 下水道事業費用

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	1,312,855	2,918	1,315,773			
3 処理場費	345,909	2,918	348,827			
				18 修繕費	2,918	農集処理場照明機器修繕 2,918

資本的收入及び支出
収 入

1 款 資本的收入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 出資金	394,795	2,123	396,918			
1 出資金	394,795	2,123	396,918			
				1 他会計出資金	2,123	他会計出資金 2,123

